

令和6年6月 北九州市議会定例会の概要

1 会 期

令和6年6月6日（木）～6月14日（金） [9日間]

2 議 案

議案第82号 令和6年度北九州市一般会計補正予算について（教育委員会所管分）

議案第84号 令和6年度北九州市土地取得特別会計補正予算について
（教育委員会所管分）

3 会派質疑・一般質問

日程：令和6年6月6日（木）～6月11日（火）

概要：P5～P73のとおり

【目 次】

【教育委員会所管分】

◇6月6日（木）

| 会派名 | 議員名 | 内 容 | 所管課 | ページ |
|---|-------|--|----------------|-----|
| 自民党・ 無所属の会 | 中村 義雄 | ○新ビジョンに基づく計画と人口推計について | | |
| | | ・学校規模適正化は、社人研の推計をベースとしているが、新ビジョンとの整合性をどう考えているのか。 | 企画調整課 | 5 |
| | | ○防草対策について | | |
| | | ・小学校のグラウンドについて、防草対策に取り組む必要があると考えるが、見解を伺う。 | 施設課 | 7 |
| 共産党 | 高橋 都 | ○学校給食について《市長答弁》 | | |
| | | ・学校給食についての総論 | 学校保健課 | 10 |
| | | ○学校給食について | | |
| | | ・八幡西特別支援学校の調理室の水道水に小さな鉄さびが混入している。早急に対策を講じ、水道管の安全性に関する市内全校調査を行うべきと考えるが、答弁をもとめる。 | 施設課 (学校保健課) | 11 |
| | | ○学校給食について | | |
| | | ・調理現場で働く調理員の賃金や労働時間等、待遇の調査をすべき。答弁を求める。 | 学校保健課 | 13 |
| | | ○学校給食について | | |
| ・学校給食の無償化は、市長の決断次第である。早期実現に向けて答弁を求める。 | 学校保健課 | 15 | | |
| 公明党 | 岡本 義之 | ○本市の教育行政について | | |
| | | ・教育長はどのような思いで大綱策定に取り組んだのか | 企画調整課 | 17 |
| | | ○本市の教育行政について | | |
| | | ・市川氏が提唱している、探求心あるこどもを育てる新教育論「ジェネレーター」の考え方を生かし、北九州市の学校でも実践してはどうか。見解を伺う。 | 学校教育課 | 19 |
| | | ○本市の教育行政について | | |
| | | ・小・中学校の学用品購入費の保護者負担の実態と、品川区のような完全無償化への取組について見解を伺う。 | 学事課 | 22 |
| | | ○本市の教育行政について | | |
| ・年度途中の教員の産育休取得状況と産育休欠員による教員の負担防止の取組と効果について、見解を伺う。 ・大阪市教育委員会では、産育休による欠員を補充するため、特別専科教諭を配置する取組を開始しているが、取組について見解を伺う。 | 教職員課 | 24 | | |

◇6月7日（金）

| 会派名 | 議員名 | 内容 | 所管課 | ページ |
|----------|--------|--|-------|-----|
| ハートフル北九州 | 三宅 まゆみ | ○不登校児童生徒の健康診断について | | |
| | | ・不登校児童生徒の健康診断の受診率等の現状と、今後の取り組みについて見解を伺う。 | 学校保健課 | 26 |

◇6月11日（火）

| 会派名 | 議員名 | 内容 | 所管課 | ページ |
|-----------------------|--------|--|----------|-----|
| 公明党 | 村上 直樹 | ○部活動の地域移行について | | |
| | | ・部活動地域移行の課題として、保護者の費用負担の増加が考えられるが、見解を伺う。 ・教員以外が指導を行う際の倫理管理や安全面の配慮について、見解を伺う。 | 生徒指導課 | 28 |
| | | ○部活動の地域移行について | | |
| | | ・スポーツ庁は部活動におけるICTの活用を推進しているが、「ルーフトレーニングシステム」の導入について見解を伺う。 | 生徒指導課 | 30 |
| | | ○地域防災について | | |
| | | ・民間開発のデジタル防災学習システム「デジ防災」を導入してはどうか、見解を伺う。 | 生徒指導課 | 33 |
| 自民未来 | 大石 仁人 | ○教員の質の向上のための取り組みについて | | |
| | | ・教員の質を向上させるために、教員の海外研修の検討を始めてはどうかと考えるが、教育委員会の見解を伺う。 | 教育センター | 34 |
| ハートフル北九州 | 奥村 直樹 | ○GIGA端末の利用状況と端末更新について《市長答弁》 | | |
| | | ・GIGA端末に関する総論 | 教育情報化推進課 | 37 |
| | | ○GIGA端末の利用状況と端末更新について | | |
| | | ・GIGA端末の活用率が政令市最下位となった結果について見解を伺う。 | 教育情報化推進課 | 38 |
| | | ○GIGA端末の利用状況と端末更新について | | |
| | | ・北九州市における端末の故障率は、どの程度だったのか、他都市と比較しての見解を伺う。 | 教育情報化推進課 | 42 |
| ○GIGA端末の利用状況と端末更新について | | | | |
| | | ・端末や使い方の課題について、現場からどのような声が上がっているのか。 ・各OSを比較できる機会はあるのか。切り替える端末はいつ誰がどのような基準で選択していくのか。 | 教育情報化推進課 | 43 |
| ハートフル北九州 | 大久保 無我 | ○修学旅行について | | |
| | | ・修学旅行先の決め方について ・最近の修学旅行先でのトラブルについて ・来年度、大阪万博は修学旅行先の候補地になり得るか、見解を伺う。 | 生徒指導課 | 45 |

【他局所管分】

◇6月6日（木）

| 会派名 | 議員名 | 内容 | 所管局・課 | ページ |
|----------|-------|---|--------------------------------|-----|
| 日本共産党 | 高橋 都 | ○初代門司駅関連遺構について | 都市ブランド 創造局 文化企画課 | 48 |
| | | ・追加発掘調査の範囲の決定にあたり、専門家に意見を聞き、明治時代に限定せず、包蔵地全体の発掘調査を丁寧に行うべき。 | | |
| 日本共産党 | 高橋 都 | ○初代門司駅関連遺構について | 都市ブランド 創造局 文化企画課 | 50 |
| | | ・首長部局ではなく、教育委員会に文化財保護事務を戻し、文化財保護審議会の専門的知見を活かした提案が建議できるように条例改正すべき。 | | |
| ハートフル北九州 | 世良 俊明 | ○「恐竜の眠る街・北九州」に焦点をあてた文化のまちづくりについて | 都市ブランド 創造局 自然史・歴史 博物館 | 53 |
| | | ・日本有数の恐竜の展示に焦点を当てた積極的な情報発信、恐竜化石発掘や市民参加の強化、展示手法の工夫等を進め、拡充してはどうか。 ・東田地区にロボット等を配置し「恐竜の眠る街・北九州市」アピールして、賑わいをつくってはどうか。 | | |

◇6月7日（金）

| 会派名 | 議員名 | 内容 | 所管局・課 | ページ |
|----------|--------|--|------------------------|-----|
| ハートフル北九州 | 森 結実子 | ○初代門司駅関連遺構について | 都市ブランド 創造局 文化企画課 | 58 |
| | | ・有識者を交えて調査箇所の選定を行うべき | | |
| | | ○初代門司駅関連遺構について | 都市ブランド 創造局 文化企画課 | 65 |
| | | ・文化財保護審議회를文化財保護法に基づき設置し、建議ができるように条例改正するべき。 | | |
| 村上 さとこ | 村上 さとこ | ○行政のあり方について《市長答弁》 | 都市ブランド 創造局 文化企画課 | 66 |
| | | ・市長が考える民主的な文化財保護行政とはどういうものなのかについて | | |

令和6年6月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和6年6月6日

【質問件名】 新ビジョンに基づく計画と人口推計について

【質 問 者】 中村 義雄 議員（自民党・無所属の会）

■中村 義雄 議員

まずは、新ビジョンに基づく計画と人口推計についてお尋ねします。4月18日の教育文化委員会において、教育委員会から「北九州市立小・中学校の学校規模適正化の進め方」の改定素案のご報告を受けました。

この素案を見ると、国立社会保障・人口問題研究所、略して社人研と言わせていただきますが、この将来推計をベースに将来の子どもの人口を推計して、それに沿って学校規模の適正化をするとされています。

皆さんご存じのように、この社人研の推計人口というのは、大幅な、人口が右肩下がりで下がっていくという人口推計になっているわけですが、これは常識的に考えれば、おそらく正しいだろうと思うのですが、本市は武内市政になって新ビジョンを策定して、人口100万人の復活を目指すわけですし、2028年には、合計特殊出生率を現在の1.46から1.8に上げるわけですから、20代、30代の社会動態も改善する。子どもが増えるという計画を立てているわけです。それなのに、学校の適正化を考えると、子どもが減るというものさしを使って、学校の今後の規模を考えると、全く矛盾していると思います。

そこで2点お尋ねします。

（略）

特に今回、学校規模適正化については社人研の推計をベースとしていますが、教育委員会には、この整合性についてお尋ねしたいと思います。

■田島 裕美 教育長

教育委員会では、教育環境の整備による教育効果の向上を図るために、学校規模適正化を進めており、平成29年に策定した「北九州市立小・中学校の学校規模適正化の進め方」に基づき、児童生徒数の将来推計を踏まえて取り組んでいるところです。

児童生徒数の将来推計は、国立社会保障・人口問題研究所、略しまして社人研が、その将来推計人口を基礎資料とし、各校区の転居等の社会動態や、マンションの建設予定などの影響を反映して作成をしております。

また、社人研の将来推計人口の5年ごとの更新にあわせて見直しており、当初は適正化の対象としていた小学校の児童数が、増加傾向に転じて対象から外れた事例もございます。

さらに、毎年度、児童生徒数の実数等も確認しながら、実態に即して適正化を検討しております。

今回、新ビジョンの策定や、教育環境の変化、また、社人研の将来推計人口の更新を踏まえまして、学識経験者、保護者、地域、学校等による検討会で議論を重ねて、「学校規模適正化の進め方」の改定素案を作成したところです。

この素案では、これまでの小学校に加えまして、今後10年余りで半数以上が8学級以下の小規模校になる見込みである中学校も対象とすることや、小中一貫教育校などの新たな視点を盛り込み、また、保護者や地域の声をより幅広く聞くためのプロセスなどを盛り込んでいます。

また、これまでと同様に、児童生徒数の推移に応じて、小規模校では学校統合、大規模校では分離新設について検討することとしており、今後の人口推移のトレンドの変化も見据えた考え方としております。

今後も、児童生徒数の推移を注視しながら、学校規模適正化に適切に取り組んで、「こどもまんなか」で質の高い教育環境の充実を図ってまいりたいと考えています。

■中村 義雄 議員

最初の新ビジョンに基づく計画と人口推計の話は、全く意味が分からなかったです。こういうことかなと思うのですが、その都度確認しながら変更するのですよという話ですが、学校の規模などは、1、2年の話ではなくて5年、10年の話でしょうし、プランによってはそうだと思います。

うちの会派の日野先生がよく線引きの話をされますよね。これは、なぜコンパクトシティで線引きなのかは、人口減少だからでしょう。

人口増加するのなら、むしろ線引きなんかいらんわけじゃないですか。

市長が反転攻勢だと議会の中でおっしゃっていたと思うのですが、これをすれば、なぜ分野別計画に反転攻勢が出てないのか。それは今までどおりなんですかというのが私は非常に矛盾を感じていますし、今も変わっていません。

これは時間がないので、また今後はですね。検討していきたいと思います。

令和6年6月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和6年6月6日

【質問件名】 防草対策について

【質 問 者】 中村 義雄 議員（自民党・無所属の会）

■中村 義雄 議員

小学校のグラウンドと言っても、いろいろあって、例えば、足原小学校は、600人ぐらい児童がいて、こどもがずっと遊んだり運動しているので、草はほとんど生えてないんですけど、今回相談のあった貴船小学校というのは、昔は2000人ぐらい児童がいたんです。去年は133人、今年は120人ぐらいで、こどもが少ないので、草がボーボーに生えているんです。

その中に、メリケントキンソウ、トゲトゲのちょっと危ないやつも生えています。

実は、令和4年・5年に700万かけて、上の土取って綺麗にしてもらったんです。今年相談があり、草ボーボー。この700万円は何だって話です。もちろん、地域や学校の方で運動会やったり、いろんなイベントするところなので、多くの人を使うところです。そもそもグラウンドですから、草ボーボーで良いわけではないですよ。

「こどもまんなか社会」の実現と、うちの市は言ってるわけですから、こどもまんなかで遊ばせてくれよという話が、草ボーボーで遊べない。端っこしか遊べない。

小学校のグラウンドについても、積極的に防草対策に取り組む必要があると考えますが、見解を伺います。

■田島 裕美 教育長

現在、学校施設内の除草は、基本的には校務員等の教職員によりまして、手作業や草刈機等で行うこととしておりますが、法面等、危険を伴います場合には、業者に委託をしております。

ご指摘のとおり、貴船小学校など、児童数が大幅に減った学校におきましては、子どもたちがグラウンドで活動する機会が減少するため、雑草が生い茂りやすい傾向がございます。

貴船小学校のグラウンドですが、市内の小学校で3番目に広く、雑草に紛れて、鋭いトゲがありますメリケントキンソウが育生していました。

このため、令和4年度から5年度にかけて、工事を伴う対策を行いました、工事後1年を経たない中で、すでに雑草が生い茂ってきています。

現在、地元事業者の提案により、事業者の自社負担で、熱湯による除草方式を試行しており、年度内を目途に、効果の結果報告を受ける予定としています。

学校グラウンドの防草対策でございいますが、抜本的な対策が非常に難しい現状ではありますが、他都市の対策事例や、地元事業者による試行結果等を参考にしながら、今後とも有効な対策を検討してまいりたいと考えています。

■中村 義雄 議員

グラウンドに草がボーボー生えているっていう状態は、それは仕方ないと思うのか。これは改善しないと、と思うのか、まず、そこはどう思われますか。

■田島 裕美 教育長

子供が運動場で運動する、学校の教育活動の中では非常に重要でございまして、そういう意味では草があるという状態は決して望ましいものではないというふうに理解しています。

■中村 義雄 議員

そこは共通認識ということで確認できましたが、だから公園とは違うのですよ。公園以上に草が生えてはいけない場所なんです。

今回防草対策ということで質問しましたが、いろいろ調べても、先程お湯を撒いてっていうのを貴船小学校で試行的にやっていて、一定程度の効果あるんですが、じゃあずっと保つのかって考えると、なかなか難しいだろうと思いますし、除草剤撒けないんですよ。小学校のグラウンドでは、コンクリートにもできないですね。

結局、草刈を密にするかしかないかなというふうに思ったとき、じゃあ誰が草刈をするんですかという校務員さんなんですが、校務員さんにそこまで広いグラウンドで負担をかけるのは難しいなということをずっと寝ずに考えたときに、ふと思いついたのは、草刈機まさおくんっていうのを思い出しまして。これは乗用の草刈機なんです。

車と一緒にですけど、乗って運転するだけで、草を刈ってくれるわけなので、校務員さんの負担も非常に軽いです。

ちょっとアマゾンで調べてみたところ、草刈機まさおくんは、一台 110 万から 140 万ぐらいなんです。

今回、貴船小学校で 2 年間で使った 700 万を使って、次の年は草がボーボーということですから、草刈機まさおくんは、年に何回でもできるわけですし、1 つの学校だけじゃなくて複数校も対応できるわけです。

場合によっては、校区の人が夏祭りしますという時に生えていたら、じゃあ自分たちで借りましょうと草刈機まさおくんで刈れるわけじゃないですか。

700 万を 140 で割っても 5 台買えるんです。乗用草刈機を一定程度買って、校務員さんにも過度の負担をかけずに、それで管理する。もうこれしかないんじゃないかと思いますが、教育長の答弁を求めます。

■田島 裕美 教育長

あらゆる方法を今検討中ですが、確かに抜本的に土を入れ替えましても、結局どうしても人を排除するわけにいかないの、毎年そういうふうな対策が絶対必要だなという中で、1つの有効な手段だと思います。

ただ草刈機も今肩掛けでやってるんですけども、肩掛け式は確かに猛暑がこれから予想される中では、現場の負担が非常に強いというところで、手押し式の手押しタイプの草刈機それから乗用タイプでございませう。

やはり、その機能が高くなればなるほど価格も非常に高いというところで、ご指摘されたよりもさらに高価なものもあるようには、調べてはいます。

ただ、その機能が高ければ高いほど保管場所だとか、保管方法とか、或いはその燃料だとかメンテナンスだとか、様々な問題がやはり付随して出てくる関係ありまして、そういうのも含めまして、費用、それから様々な維持管理、ちょっと課題として検討時間をいただきたいなと考えております。

とにかく何らかの形で学校のグラウンドの防草対策をしないといけないという課題認識は非常に持っておりますので、時間をいただきたいと考えております。

■中村 義雄 議員

今のお話、維持管理と言っても別に餌をやる必要もないんだし、保管する場所があればいいだけの話です。

乗用の草刈機ですから、それだけじゃないですか。一番の問題はお金だと言ってるんですけど、武田局長。お金ですからね。700万で草刈して、草が生えるのと、140万で細かく草刈れるのと、お金の使い方としては、財政的にはいかがですか。

■武田 信一 財政局長

今、草刈機の購入のお話ありましたが、まず、学校についてはですね、学校備品費という形で草刈機以外にもいろいろなものが必要ということがありますので、まず、教育委員会の方で必要なものをしっかり選定いただいて、その上で協議をさせていただければと思っております。

■中村 義雄 議員

きっと教育委員会がですね、これは必要だってことで財政局に上げてくると思いますので、財政局よろしく願いいたします。

令和6年6月 本会議 議事録

【年 月 日】令和6年6月6日

【質問件名】学校給食について

【質 問 者】高橋 都 議員（日本共産党）

■武内 和久 市長

学校給食につきましては、新たに策定した新ビジョンの重点戦略の1つである「彩りのまち」の実現と、『北九州市教育大綱』の理念である、「こどもまんなか」で質の高い教育環境の充実を図っていく上で、重要な要素の一つであると考えております。

その取組を具体化するため、市長就任後、市内の料理人の方々などと意見交換を行い、より多彩な献立を提供できるスチームコンベクションオーブンの整備費について、先般の議会でご承認いただいたところでございます。

また、料理人の方々だけでなく、栄養士養成大学や企業等の皆様も学校給食にボランティアでご協力をいただけることとなり、昨年度末に『学校給食応援団』が発足をいたしました。

今年度から「おいしい給食大作戦」と銘打ち、料理人監修の「シェフの北キュー一三ツ星献立」や、大学と市内企業のコラボメニュー「なでしこハヤシライス」などがスタートをしたところでございます。

私も、5月24日に八幡西区の小学校を訪問し、中華料理のシェフが考案した『肉団子のカラフル甘酢あん』を子どもたちと一緒にいただきましたが、子どもたちからも、「おいしい。お店の味はやっぱり違うと思った」と、大変好評でありました。

今後は、日本各地の郷土料理や世界各国の料理に加え、中学生考案による味噌汁など、新たな献立も提供される予定と伺っております。

栄養バランスの整った、バラエティ豊かで、魅力ある給食を提供することで、「給食は美味しい」とすべてのお子さん方に評価してもらえるよう、「こどもまんなか」で質の高い教育環境の充実に向けてまいりたいと考えております。

令和6年6月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和6年6月6日

【質問件名】 学校給食について

【質 問 者】 高橋 都 議員（日本共産党）

【作 成 課】 教育委員会 施設課

■高橋 都 議員

八幡西特別支援学校の調理室の水道管からの水道水に小さな鉄さびが混入し、調理員が毎日蛇口にお茶パックをタコ糸で設置するという事態が起きています。

水質検査は行っており異常なしということですが、これはもう10年くらい前からこの状態が続いているということでした。

子どもたちに安全安心の給食をといいながら、小さいとはいえ砂のような鉄さびが混入することを何年も放置していたことは看過できません。

調理員は毎日10数か所の蛇口にパックを取り換えており、その手間は計り知れません。早急に対策を講じ、水道管の安全性に関する市内全校調査を行うべきです。

■田島 裕美 教育長

安全安心で快適な教育環境の整備は、子どもたちにとって大変重要であると考えています。

各学校の水質は、学校保健安全法のもとで、国が定める学校環境衛生基準に基づいて、日常的に養護教諭などの教職員が点検を行うとともに、薬剤師会によります、定期的な法定検査を実施しています。

さらに、給食調理室におきましては、学校給食法のもとで、学校給食衛生管理基準に基づいて、学校給食調理業務に従事する者が、日常的に使用水の点検を行っています。

この結果、ご指摘の八幡西特別支援学校を含めた全校で、調理室での水質に問題がないことを確認をしています。

なお、お尋ねの水道管の全校調査についてですが、ほとんどの学校の水道管が、地中や、建物の中に埋設されており、管そのものを調査することは、現実的に不可能であることから、実施することは考えておりません。

一方で、水道管の老朽化対策としましては、学校の大規模改修や埋設給水管改修の中で、計画的に更新を行っているところです。

八幡西特別支援学校につきましては、建築後40年を経過していることもあり、今後、水道管の改修等の改善を図ってまいりたいと考えています。

■高橋 都 議員

安全だということを言われております。

しかし、この今の状況の中で、調査ができないということでしたけれども、もちろん、土の中で建物の中というのは調査できないでしょうけど、蛇口から出る水道水に対しては調査ができるかと思うのです。

錆がどのくらい今出てるかというのは、調査をしていただきたいと思います。

これも今、お茶パックでやっているということはご存じでしたか。

答弁をお願いします。

■田島 裕美 教育長

学校現場の皆様が、毎日ですね蛇口のパックというか、お茶パックを利用したりとか、いろんなやり方あると思うんですが、取りかえて頂いてることは承知いたしています。

細心の注意を払って、安全な給食を提供していただいていることに非常に感謝をしてるところでございます。

■高橋 都 議員

幾ら微量でも、これを積み重ねればどういうふうになるか、健康被害になるかならないかということ私もわかりませんが、やはりそれが実際に10何年もこれが放置されていたということ自体は問題だと思うんです。

他の学校でそういうのが出てないか、出てるか出てないかも把握できていない。

実際にそうことがあっていることを把握しているのであれば、これはしっかりと、対策をすぐにでも行わないといけないというふうに考えます。

私たちはお茶をお茶パックを使ってお茶を出しますけども、少しやっぱり粉が、茶が出ますよね。

ですから、その目に見えるか見えないかぐらいの小さなものがやはり出てくるのではないかということも危惧されると思いますので、もっと性能のよいフィルターというものがあるかと思えます。

そういったものをまずは設置するなり、他の対策を考えるということが必要かと思えますので、これは要望しておきます。

令和6年6月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和6年6月6日

【質問件名】 学校給食について

【質 問 者】 高橋 都 議員（日本共産党）

■高橋 都 議員

今年3月、若松区ひびきの小学校で、給食委託契約に新事業者の応募がなく、深刻な調理員不足が生じ、引継ぎが遅れるという事態が起きました。子どもたちに給食が提供できなくなるとは大変と保護者が応募して事なきを得たということです。求人情報誌に毎回のように学校給食調理員募集が掲載されますが、時給941円と最低賃金です。市内の給食調理業務を営む責任者は今回の問題で、「契約は5年間だが、最賃や人の確保、予算を考え更新はしないでおこうと思った」とのことです。福岡県の最低賃金は、2018年の814円から2023年の941円まで、この5年間で127円上がっています。市からの決して十分とは言えない委託料では、給食調理業者が契約を続けられない事態となっています。このように安定しない待遇で、調理現場で働く職員が守られていない状況では、子どもたちに安全安心な給食を提供できません。現場で働く調理員の賃金や労働時間等、待遇の調査をするべきです。

■田島 裕美 教育長

学校給食調理業務は、平成16年度以降、段階的に民間委託を進めて、現在、特別支援学校や離島の小学校を除いて、全ての小学校で民間委託をしています。

民間委託の実施状況につきましては、毎年の業者評価や、更新校の児童に対するアンケート等を通じて、検証と確認を行っており、順調に運営できていると考えています。

ひびきの小学校の調理業務の委託においては、令和6年度からの受託事業者の選定と調理員の確保に時間を要したため、保護者や地域の皆様にはご心配をおかけしましたが、現在は人員を確保して、順調に給食の提供ができています。

議員お尋ねの、受託事業者に雇用される調理員の賃金や、労働時間等の労働条件は、基本的には法令の定める基準の範囲内で労使の自主的な取り決めに委ねられています。

したがって、市は受注者等とその労働者との雇用関係に直接関与する立場にないところから、賃金等の実態調査を行うことは考えていません。

一方で、労働者の適正な労働条件の確保は、重要なことだと認識をしています。

そのため、委託契約書の中に、最低賃金法等の労働関係法令を遵守するように定めています。

また、毎年、受託事業者に対してヒアリングを実施おり、提案された人員配置等の契約履行状況や法令の遵守について確認をしています。

教育委員会としましては、給食の安定供給に向けて、今後も責任を持って取り組んでまいります。

令和6年6月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和6年6月6日

【質問件名】 学校給食について

【質 問 者】 高橋 都 議員（日本共産党）

■高橋 都 議員

全国で大きなうねりとなって広がっている学校給食の無償化は、昨年末で592自治体、福岡県でも18自治体と約3分の1が実施しています。更に新年度から田川市や福智町が無償化、太宰府では3割補助と、給食費への支援が広がっています。北九州市では、昨年6月議会で我が党が提案した「学校給食無償化を求める国への意見書」が賛成多数で可決されましたが、市は「無償化には32億円と財政的に難しい。それよりも質の向上を」と無償化には後ろ向きです。しかし、32億円は北九州市の2024年度一般会計予算の約0.5%であり、教育支援の一環として、優先的に充てられるべき費用であると考えます。一方、群馬県ではすべての市町村で給食費の支援をしています。高崎市は2025年度から、第1子は10%軽減、第2子以降は無償化します。費用は9億7千万円で、2024年度一般会計予算の約1,680億円の約0.58%で実施できます。本市でも、給食費の一部補助など、段階的にでも無償化への取組を始めるべきです。学校給食の無償化は、「義務教育は無償」としている憲法26条を実現することであり、子どもの権利であると考えます。市長の決断次第です。早期実現に向けての答弁を求めます。

■田島 裕美 教育長

学校給食に要します経費は、学校給食法第11条において、学校の設置者と、給食の提供を受ける児童生徒の保護者がそれぞれ負担するように定められており、食材等に係る部分につきましては、保護者負担とされています。

また、憲法第26条の「義務教育は、これを無償とする」との規定は、「授業料のほかに、教科書、学用品その他教育に必要な一切の費用まで無償としなければならないことを定めたものと解することはできない」と最高裁の判例で示されています。

このような中、北九州市立学校の給食費につきましては、物価高騰の影響を受けて、令和4年度から国の臨時交付金を活用いたしまして、今年度は5億5,000万円を予算化をして、物価高騰分について保護者の子育て世帯の負担軽減を図っているところでございます。

しかしながら、国の交付金がなくなった場合に、食材の変更や献立の工夫に努めたとしても、現在の給食の水準を維持することは難しい状況になっています。

さらに、全ての児童生徒の学校給食費を無償化した場合には、新たな財源として、毎年約32億円が必要となります。限られた財源の中で、北九州市独自で無償化や一部補助を直ちに実現することは困難であると考えております。

そのため、北九州市では、昨年7月及び昨年11月に文部科学省に対して、学校給食費の保護者負担軽減に係る制度創設及び財源措置を要望したところです。

なお、国の動向でございますが、国におきましては、昨年6月に閣議決定されました「こども未来戦略方針」の中で、「学校給食費の無償化の実現に向けて、学校給食の実態調査を速やかに行い、1年以内にその結果を公表する。その上で、小中学校の給食実施状況の違いや法制面等も含め、課題の整理を丁寧に行い、具体策を検討する。」と示されています。

このような状況から、今後も給食用食材の価格動向や国の学校給食費に関する動向を注視するとともに、引き続き国への要望も行ってまいりたいと考えております。

令和6年6月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和6年6月6日

【質問件名】 本市の教育行政について

【質 問 者】 岡本 義之 議員（公明党）

■岡本 義之 議員

北九州市教育大綱の策定にあたり、武内市長は、「北九州市に息づく市民性を生かしつつ、こどもたちが、今後国内外で活躍し、自らの、そして地域や社会全体のウェルビーイングを実現していくために必要なのは『教育』です。」また、「社会が急速に変化し、価値観やライフスタイルの多様化がいつそう進む中で、一人ひとりが自己実現を図っていきける教育環境をつくる必要があります。学校現場の最前線で活躍する教職員や地域の方々、そして何よりこどもたち自身がこの教育環境を創り上げていくため、一丸となって取り組むための道しるべとして、この『教育大綱』を定めます。」と記されていますが、教育長はどのような思いでこの大綱策定に取り組まれたのかお聞かせ下さい。

■田島 裕美 教育長

教育大綱は、市長が教育委員会と協議・調整をして、教育施策の目標や根本となる方針を定めるものでございます。

前回の教育大綱が定められた5年前と比べて、学校教育を取り巻く環境が大きく変わっています。今後、グローバル化やデジタル化がいつそう進んで、社会の在り方が劇的に変わり、予測困難な時代が到来すると言われていています。

このような時代の要請に加えて、こどもが抱える問題の多様化・複雑化や教職員の働き方改革など、学校現場が抱える課題にも対応する必要があります。

今回、新たな教育大綱を策定するにあたりましては、市長と教育委員会との間で、様々な機会を捉えて意見交換を十分に重ね、目指す方向性を共有してまいりました。

また、こども基本法が提唱する「こどもまんなか」の理念を踏まえて、こどもの思いも反映するために、初の試みとして、全ての小中学校・特別支援学校でアンケートを行いました。

こうした過程を経て、本年4月に定められた教育大綱では、「こどもまんなかで質の高い教育環境の充実を図る」という方針を掲げ、こどもの個性や多様性を尊重し、可能性を最大限に発揮できるような教育を進めることとなりました。

そこで、「こどもが社会の構成員として尊重され、多様性を認め合いながら、のびのびと挑戦できる環境の中で人間性を高める場に、学校がなること」、「誰一人取り残さない学びと、文理の枠を超えた探究的な学び等の先端的な学びを進めること」、「働きやすく、力を発揮できる職場づくりで教職員のウェルビーイン

グを高めること」などといった取組によって、全ての子どもにとって居心地の良い学校づくりを進めたいと考えています。

教育委員会では、教育大綱の具体的な実現を図るために、実行計画となる「子どもまんなか教育プラン」を策定中です。新たな教育大綱と教育プランを羅針盤といたしまして、本市の未来を担う子どもたちを育てる礎を築いてまいりたいと考えています。

令和6年6月 本会議 議事録

【年月日】令和6年6月6日

【質問件名】本市の教育行政について

【質問者】岡本 義之 議員（公明党）

■岡本 義之 議員

探究学習の第一人者で、「一般社団法人みつかる＋わかる」の市川力代表理事は、「これまでのやり方が通用せず、あらかじめ予想できない面倒な状況を受け止めて生きる時代に私たちは直面している。そんな時代の流れの中で、前例や既存の知識を習得して終わりではなく、不安定な状況下でも、しなやかにたくましく考え、行動し続ける探究心を育むことが教育の主眼となっている。常に現状を捉え直し、試行錯誤を前提としながら、見えないなりゆきを追いかける学びの場を実現するにはどうしたら良いか。そのために必要な教育者のあり方が『ジェネレーター』である」と提唱されています。

そして、頭も心もしなやかさを失った大人が再びジェネレーター性を再起動するため、好奇心を再起動させる手法として、全国津々浦々の地域、そして、小・中・高・大学といった学校で子どもたちとともに「Feel度Walk」と「知図づくり」を行うことで、探究心を育んでいます。本市の学校でも、是非、実践して欲しいと考えますが、見解をお聞かせ下さい。

■田島 裕美 教育長

現在、教育委員会が策定中の「こどもまんなか教育プラン」におきましては、「変化が激しく正解がないこれからの時代には、自分で問いを見つけ、解決していく力が求められる」と示しております。

このような力を育成する上で、教職員が子どもの主体的な学びを支援する伴走者として関わりながら、子ども自身が課題を発見して、その解決を目指す探究的な学びが果たす役割は大きいと認識をしています。

本市においては、教職員を対象としたこの「探究的な学び」に関する研修を行うとともに、各学校で、「総合的な学習の時間」を中心として、子ども自身が課題を見出して、友だちと協働して解決することを重視した探究的な学びに取り組んでいるところです。

例えば、北九州市立高等学校では、総合的な探究の時間において、フィールドワークを行ったうえで、社会問題について意見交換を行って、生徒自らが課題を見出して、解決を目指すという学習を行っています。

今回ご提案いただいた、市川氏の自分の足で歩いて観察をして、五感を通して体験しながら好奇心を刺激して感度を磨くという手法も探究的な学びの推進につながるものと考えられます。

今後子どもたちの探究心を駆り立て、主体的に課題の解決に向かわせることができるように、また、教職員自身も探究心、いわゆる好奇心を持ち続けられるように工夫してまいりたいと思っています。

■岡本 義之 議員

重要性は、教育長も考えられていて、私の提案についても、その探究心の養っていくためには重要な取組だという話をしていただいたと思いますが、この探究学習が一般的に知られるようになって、市川先生のところに、学校の先生以外、いろんなところから相談を受けるそうであります。

先生自体が自分なりに子どもたちと一緒に何かを企てていく、探究的な学びをとらえ直してみると、どうもプロセスばかりに気を取られていたと反省したようで、これは一番大切なところが抜け落ちてしまってるんじゃないかという反省をしたそうです。

文部科学省が探究学習の流れを表すと、「課題の設定」、それから「情報収集」、「整理分析」、「まとめ・表現」というものになると思うと。

単にこれは、順番とおりに行えば、うまくいくというものではなく、探究的な学びの中で最も重要かつ難しいのは、テーマをいかに自分ごととしてとらえられるかというところで、探究学習のプロセスでいうと、最初の「課題の設定」というところが非常に難しい。

ところが、現在の実践でよくあるのは、「興味関心のあることから課題を設定しとしましょう」というものが多いと。これは子どもたちにとってかなりハードルの高いことだと思います。なぜならば、今までの学校生活では、ずっと「〇〇を勉強します」、「そっちはやってはいけません」というように、自分の興味や関心、好奇心を制限する方向で指導されてきたからだと、こうおっしゃるわけです。

だから、突然、「何でもいいから興味あることを課題にしてごらん」と言われても、正直困った。そういった意味で市川先生はこの「Feel 度 Walk」や「知図づくり」を始めたと言っています。

今のお話を聞いていただいて、教育長、どのような考えですか。教えてください。

■田島 裕美 教育長

市川さんのおっしゃるとおりだと思います。実は、その「探究的な学び」というのは、非常に現在の学校現場でも大きな柱の1つになっていまして、これから作ろうとしている教育プランの中にも、将来にわたって学校教育では重要な取組になるのですが、答弁の中でも申し上げましたとおり、探究的な学びを実践するための先生方の研修をしているのですが、その研修の一環として、研修の後に、今年の秋、先生方にアンケートをとらせていただきました。

「探究的な学びをするうえで、教職員が課題と感じていることは何か」という中で、4割の先生方が、一番難しいのは、教科横断的なカリキュラムマネジメントである、先ほど市川先生のおっしゃられたとおり、その学習のその過程の中に

どう組み込んでいくか。「子どもたちに自由に任せる」と言っても、学校教育である以上、何らかの形で教育を、学習を計画していかないといけない。それは、自分たちそのものもまだ慣れてないというところで、教員も生徒もある意味手さぐりの部分があるというような課題が多いということと、子どもたちが情報を整理して集めてくるんですが、それそのものを見童生徒に自分ごととして考えさせることが非常に難しいということを2割の先生方がおっしゃっていました。

令和6年6月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和6年6月6日

【質問件名】 本市の教育行政について

【質 問 者】 岡本 義之 議員（公明党）

■岡本 義之 議員

東京都品川区は、2024年度予算の4つの柱の一つ「社会全体で子供と子育てを支える」の主要施策の一つとして、「区立学校学用品の完全無償化」を発表しました。所得制限を設けず、書道用具や絵の具、ドリルなどの副読本の他、お道具箱や計算カード、裁縫道具セットなど各家庭が負担している学用品が該当。区立小中学校の児童数は2万952人で、予算額は5億4,940万円規模とのこと。物価高騰が続く中で家計の負担を減らし、子育てしやすい環境整備につなげることを目指しています。

そこで、本市における小・中学校の学用品購入費の保護者負担の実態と、品川区のような完全無償化への取組について教育長の見解をお聞かせください。

■田島 裕美 教育長

北九州市では、小中学校の教育活動に必要な教材教具については、公費・私費の負担区分を明確にしており、公費で負担すべきものは標準運営費として予算計上しています。

また、私費で保護者に負担いただくものについては、ドリルや調理実習の食材など学校で一括購入するものと、リコーダーなどといった直接保護者に購入してもらうものがあります。

教育委員会からは、各学校に教材を精選するとともに、保護者に過重な負担が無いよう通知をして、指導しているところです。

学校では、この通知の趣旨に沿って、一括購入する教材は、管理職や担当者等で構成する「教材選定委員会」で各学校、選定しているところです。

この一括購入教材の保護者負担額について、今回小学校10校、中学校10校を抽出し調査したところ、学校や学年等により差はありますが年間で概ね小学生で9千円、中学生で1万9千円となっていました。

一方、一括購入以外のものは、保護者が任意購入しているため、負担額は把握できませんが、習字道具などのセット教材は、必要なものだけを購入できるように紹介し、きょうだいを使用した物の使用、いわゆる「おふる」を使うことを推奨すること、各自で市販品を購入できることを周知することなどの工夫を行うことで、保護者の負担軽減を図っているところです。

議員ご指摘の品川区の制度ですが、文房具や体操服、上履き、ランドセルなどの物品以外は全額無償化の対象となっており、手厚い制度となっています。

学用品の無償化には多額の財源が必要となっており、北九州市で導入することは困難でないかと考えています。

物価高騰が続く中で家計の負担が過大とならないよう、教育委員会といたしましては引き続き、各学校へ指導してまいりたいと考えています。

■岡本 義之 議員

私は今回あまりこういう表現はと思いましたが、あえて「隠れた教育費といわれる」という言い方をしました。

質問を作るにあたって執行部をお願いして、各学校何校か調査をしていただいて、学校によって保護者への負担の差がありました。今回更に広げて調査いただいて、答弁いただいた数字は先ほど、保護者への負担の数字が出されておりましたけど、全体的にそもそもどれくらいなるか、ちゃんとした数字も、今の状況では出ないじゃないかと思えます。

全体的に北九州市の保護者にどれくらいの負担かかっているのか。これは各学校からすれば、学校の数も多いですが、やはりちゃんとした形で分析できるように報告をとっていくべきではないかなと考えますが、教育長の考えをお聞かせください。

■田島 裕美 教育長

保護者の負担というものを把握していなかった状態ということは、反省しないといけない点がございます。

教育課程というのが各学校で編成するものなので、それに伴いまして、選ぶ教材もそれぞれが若干違う、なおかつ1つの学校の中でも学年によって教材は当然ばらつきがある。そういうことがあり、今回お尋ねいただいて、わたくしどもの調査のやり方は、学校側にできるだけ負担かけない形で、校務支援システムというところから、保護者の方に校納金を支払っていただいている、そちらの方から全部リストアップをそれぞれの学校でして、そこから消込み。いわゆる副教材、教材と思われるものをリストアップしたのが今回です。

10校ずつしかできなかつたのですが、保護者負担を何らかの形できちんとした把握しないといけないという点は、重く受け止めておりまして、取り組んで参りたいと考えます。

■岡本 義之 議員

御答弁ありがとうございました。教育委員会の方から各学校にいろんなご指導いただいていますし、教育委員会に質問するときは、現場が調査で大変にならないようにと、常に考えておりましたけども、やはり今後いろんな形で予算的に大変な中、有効活用していくためには、ちゃんとした分析が必要と思えますので、今後の課題としていきたいと思えますので、よろしく願いいたしたいと思えます。

令和6年6月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和6年6月6日

【質問件名】 本市の教育行政について

【質 問 者】 岡本 義之 議員（公明党）

■岡本 義之 議員

本市の小中学校、特別支援学校の教員の年度途中の産休・育休の取得状況と、産育休欠員による現場教員の負担を防ぐための取組みと効果について教育長の見解をお聞かせ下さい。

また、大阪市教育委員会が年度途中の産休・育休取得で生じる教員の欠員を補充するため、今年度から正規職員による特別専科教諭の配置を始めるとのことです。安心して子育てできる環境を整えることにより、教員として働く魅力を向上させ、優秀な人材の確保を目指しています。政令市初の取組みとして、約4億円を2024年度予算に計上しています。この大阪市教育委員会の取組について、教育長の見解をお聞かせ下さい。

■田島 裕美 教育長

近年、教員の大量退職・大量採用を背景とした若年教員の増加に伴いまして、産前産後休暇や育児休業の取得者が増加傾向にあり、北九州市立学校における令和5年度の新たな産前産後休暇取得者は138名、育児休業取得者は159名となっています。

そうした中で、全国的な教員不足から、代替教員をすぐに配置できない状況が生じており、人材の確保が喫緊の課題となっています。

そのため、昨年度は、市政だよりによる講師募集の従来からの取組のほかに、ペーパーティーチャー支援講座の拡充や、講師の大学推薦制度の創設、また、代替教員確保の取組を強化したところです。

加えて、産育休の取得が見込まれる教員の代替者を年度当初から任用できます国の加配措置も積極的に活用しているところであります。このような取組みの結果、年度末の比較では、令和5年2月の段階では27人でしたが、令和6年2月、1年後には13人というように産育休取得による欠員は改善傾向にあります。

一方で、代替教員をすぐに配置できない場合には、各学校の担任を持たない教員が対応していますが、特定の教員に負担が集中すること等が課題となっています。

こうした状況を踏まえ、北九州市では、教員の負担軽減等を図るために、小学校における教科担任制を推進しており、欠員が生じた場合にも複数の教員で対応が出来ることから、学校現場からは「負担軽減に繋がっている」等の声が上がっています。

ご案内のとおり、大阪市では今年度から、義務標準法に基づく定数に加えて、独自に正規教員を年度途中の産育休代替教員として配置するという取組を開始しています。具体的には、新規採用教員の一部を、年度当初に担任を持たない特別専科教諭として配置し、他の学校で産育休によります欠員が生じた際には、その代替教員として配置するという仕組みになっております。

この大阪市の取組は、産育休によります欠員解消や教員確保に一定の効果があるものとは考えられますが、一方で、法定定数を超える配置となりますために、人件費の全額がその自治体負担になるということ、また若年層の拡大に伴います教育の質の確保の点、さらに、年度途中で異動の可能性がございます教員そのもののモチベーションの確保などといった整理すべき課題もあると考えています。

いずれにしても、大阪市の制度は始まったばかりであり、今後の状況を注視したいと考えています。

子どもの学びを保障するとともに、教員が働きやすい職場環境を形成するために、他都市の事例も参考にしながら、引き続き、欠員解消に向けて、教育委員会として全力で取り組んでまいりたいと考えています。

令和6年6月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和6年6月7日

【質問件名】 不登校児童生徒の健康診断について

【質 問 者】 三宅 まゆみ 議員（ハートフル北九州）

■三宅 まゆみ 議員

5月初旬のNHKの番組で、本市の大学院生が小中学校の時期に不登校になり、学校に行けない間、本来毎年受けるはずの健康診断を受けられなかったために、歯や背骨の異常に気づけず、結果的に生涯にわたって身体に影響が出て苦しんでいるというニュースが報道され大変衝撃的でした。勉強は後からでもカバーすることはできますが、健康は本来早い段階で気づいて治療すれば治ったはずが、早期の治療がかなわなかったことで取り返しのつかないことになってしまう場合が多くあります。

昨今不登校の児童生徒が増えている中、この問題については大変重要であると思います。

このような中、大阪府吹田市では不登校の児童生徒が学校以外にもさまざまな場所で健康診断が受けられるようになってきているようです。自治体から書類が来て、歯科以外の健診は学校医となっている内科の医療機関でまとめて受けられ、歯科も含め保護者の費用負担はないとのこと。学校の友達に会わないように離れた医療機関に行くこともでき、一定の期間内であればいつでも予約ができるようになってきているそうです。学校以外の居場所やフリースクールなどでも受けられると安心ですし、不登校の児童生徒の中には、本当は医療機関に連れていきたくても外に連れ出すことが困難な場合もありますが、不登校を理由に医療機関に行くことは抵抗があっても、健康診断を理由に結果的に医療機関につながることもあるのではないかと思います。本市においても不登校児童生徒の健康を守ることは、将来につながって大変重要です。

そこで、本市における不登校児童生徒の健康診断の受診率等の現状と、今後の取組について見解をお聞かせください。

■田島 裕美 教育長

学校では、児童生徒の健康上の問題点を早期に発見して、適切な保健管理・保健指導を行うとともに、児童生徒が自分の健康状態を知って、主体的に健康の保持増進ができるように、学校保健安全法に基づいて、健康診断を実施しているところです。

検査の項目は、身体検査、内科健診、眼科健診、耳鼻科健診、歯科健診等を実施しており、健康診断の結果、学校医等が必要と認めた場合には、二次検診や病院等での受診を促しているところです。

不登校等の長期欠席者への対応については、一人でも多くの児童生徒が受診できるように、実施日程について、教員が保護者と本人に細やかに連絡をしたり、他の児童生徒に会わないですむように受診時間を変更したり、あるいは予備日を設けたり、また、受診費用は原則自己負担となりますが、学校医の病院で受診できる旨を伝える等の対応を行っているところです。

また、学校医による保健調査票の確認や保護者等から尿検査の検体を個別に提出いただく等、児童生徒一人ひとりの状況に寄り添った対応を行っているところです。

お尋ねの不登校児童生徒の健康診断の受診率についてですが、これまで正確に把握したことはありませんが、全体の受診率であります約96%に比べまして、かなり低いということは想定されます。

不登校児童生徒の健康状況の把握は、重要な課題であると認識をしています。そのために、まずは速やかに実態把握を行うとともに、他都市の事例も参考にし、市の医師会等、関係団体のご意見も伺いながら、今後、どのような対応ができるのか、考えてまいります。

■三宅 まゆみ 議員

令和5年度の市立小・中・高等学校における健康診断の受診率および有症率を教育委員会で調べていただきましたところ、脊柱側弯症が小学生の中に9名、中学生の中に14名、高等学校で3名。心臓疾患が小学生の中で73名、中学生が51名、喘息は元々わかっていた方が多いと思いますが、小学生で136名、中学生で164名いたようです。

さらに歯科においては、未処置のいわゆるむし歯ですが、小学生が9,187名・21.88%、中学生が3,223名・15.99%、高校生が147名の25.7%と、かなり高い率を占めております。

小学校の教員であった我が会派の小宮議員は、やはり教え子の中に、この学校の健康診断によって、早期にこういった症状がわかって、早期の治療によって治癒した児童や、直接項目ではないんですが若年性の糖尿病がわかって、体重の減少なんかでこれがわかり、その後の治療で重症化せずに済んだ児童等が実際にいて、やはり健康診断が本当に大切だと思うというご意見もいただきました。

もちろん、医師会の先生方のご協力が不可欠ではありますが、現在、不登校特例校とかも検討されてますので、ぜひ、ここでの受診や、もしくは教育支援室や若園校区にあるバッテリーのような不当校支援の場所などでも、もし受けることができればと思いますし、個人的に診療所に伺っていただけるなど、さまざまに工夫をして、教育委員会として取り組んでいただきたい。

それこそが「こどもまんなかcity」ではないかと私自身は思っております。時間が限られておりますので、要望とさせていただきます。

令和6年6月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和6年6月11日

【質問件名】 部活動の地域移行について

【質問者】 村上 直樹 議員（公明党）

■村上 直樹 議員

子どもの人口減少や、教員の働き方改革が進む中、これまで通りの部活動の運営体制が維持できない事が見込まれることから、国が2023年度、自治体が部活動指導員に支払う報酬などを支援する予算を確保し、2025年度までを改革期間、改革推進期間として地域移行を支援するとされています。

部活動の地域移行を行うことで、教員の負担の軽減など労働環境が改善され、教員志望者が増えることが期待されることや、プロチームや大学の現役選手を派遣している自治体では、生徒が専門的な指導を受けられることで「技術的な改善点を指摘してもらえるので上達できそう」との好評価も得ているようです。

また地域と学校の接点が増えることで、防災や防犯、あるいは授業での協力など、部活動以外でもプラスになる場面もあると考えられます。

本市においても、先月、「部活動の地域移行」に向けた第一回有識者会議を開き、2027年度までに学校で教員が指導する休日の部活動を地域の活動へ移行する計画案が示されたところです。

そこで、お伺いします。

1点目に、部活動の地域移行は、期待される一方で、デメリットも見逃せません。喫緊の課題として、保護者の費用負担の増加が考えられますが、本市の見解をお伺いします。

2点目に、教員以外の指導者が担当することにより、勝利至上主義に陥り、体罰をふるう等が懸念されます。そこで指導者の倫理管理や安全面での配慮が求められると考えられますが、見解をお伺いいたします。

■田島 裕美 教育長

今年5月の「北九州市部活の未来を考える会」でお示した「部活動地域移行推進計画案」におきましては、平日は引き続き学校で部活動を行って、休日は段階的に地域移行することを目指しております。この、休日の部活動を地域移行しました場合に、活動の実施主体は、学校から民間の団体等に移ることとなります。しかしながら、これまで部活動が担ってきておりました教育的意義を継承して、誰もが参加することができて、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことを目標に行う必要があると考えております。

この地域移行に当たりましては、議員ご指摘の通り、保護者の費用負担や指導者の資質の向上が重要な課題であると認識しております。

現在の部活動ですが、教員が指導をして、学校の施設や用具を使用しているために、通常の活動によります費用負担はほとんど発生していません。一方で、地域移行後は、指導者への報酬だとか場所の使用料、用具代などが発生すると想定をしています。

今後新たに発生します費用については、計画案では、原則、受益者負担を考えていますが、誰でも参加できるようにするためには、低廉な額にする必要がありますが、種目や参加人数、実施主体の違い等によっては高額になる可能性があることや、会費をできる限り抑えることが望ましい一方で、実施主体が、安定的に運営を継続できる額にする必要もあること等といった課題も多くございます。

そのために、他都市の例や、学校施設等の利用のあり方等を検討しまして、今後、費用を抑えるための方策を研究して参ります。

また、教員以外の指導者の倫理管理や安全面の配慮については、現在の部活動に関係している指導者と同様、勝利のみを目指すのではなく、人間的な成長を目指すこと、また、体罰や不適切な言動・ハラスメント等の根絶を徹底すること、さらに、熱中症等の事故を防止すること等についてのガイドラインを設け、研修を実施することで、不適切な指導の防止を徹底したいと考えています。

部活動の地域移行にあたっては、生徒にとって多様な活動の機会を継続的に確保する視点を大切にしながら取り組んで参ります。

■村上 直樹 議員

教員が指導する休日の部活動地域移行に関して計画案が示されたのですが、中には休日でも部活動の指導をしたいと希望を持っている先生方もいらっしゃるかと思います。もし、そういう希望される先生方がいらっしゃった場合には、地域に移行された部活動において、休日の指導にあたることができるのかまずお伺いします。

■田島 裕美 教育長

昨年、アンケートを行った中でも、そういうことを希望される先生が一定数いることが分かりました。そのため、私どもの方で休日につきましては、兼職兼業の制度というものを導入したいということで現在検討しているところでございます。

■村上 直樹 議員

わかりました。ありがとうございます。ちょっと安心を致しました。

令和6年6月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和6年6月11日

【質問件名】 部活動の地域移行について

【質 問 者】 村上 直樹 議員（公明党）

■村上 直樹 議員

3点目に、これは提案ですが、スポーツ庁では、スポーツ医科学の知見に基づいた科学的なトレーニングの導入や効率的な部活動の管理・運営の推進など、ICTを活用しつつ短時間で効果的な活動を推進しています。

そこで、民間企業が、アスリートの動作とコーチングを可視化表現技術でDX化したループトレーニングシステムを開発したようです。既に部活動で実証している自治体もあるようです。日本体育大学の阿江教授は“技術を向上させるときの基本は「うまい人から学ぶ」こと、お手本動作を真似ていくことで効率的に正しい動きを習得“とされています。

ループトレーニングシステムの導入について見解をお伺いします。

■田島 裕美 教育長

議員ご紹介のシステムのように、ICTの活用については、部活動の各種目における知識の習得や技術の向上など、生徒の可能性を広げるツールの一つであると認識をしています。

北九州市においても、体育の授業や部活動でGIGA端末を活用し、内蔵カメラで動画を撮影して、生徒が自身の動きを確認することで、改善点を発見して、技術を高めることや、映像で戦術を共有して、理解を深めることで、チームとしてまとまった動きができるようになること、また、動画を視聴して、トレーニング方法等を確認することで、生徒が自発的に、効率よく取り組むことになるよう活用する等といった、ICTの活用の実践取組が広がりつつあります。

また、国の動向ですが、スポーツ庁では、デジタル動画を活用した部活動・地域クラブ活動のサポート体制を構築するプロジェクトを進めており、子ども自身の基礎的、専門的技術の習得を可能といたします自主学習向けのトレーニング動画を部活動改革のポータルサイト内に掲載する予定しています。

今後は、こういった国の動向や本市での取組を踏まえ、より効果的なICTの活用について、他都市の事例も参考にしながら研究して参りたいと考えています。

■村上 直樹 議員

先月上京してスポーツ庁の地域スポーツ課の課長補佐から、部活動のこの地域移行について説明を受けてきました。

そこには文化庁の文化活動振興係の係長も同席していただいたのですが、国のプランや、特筆すべき事例、メリットデメリット、スポーツ DX の取り入れ方、人材育成などについて聞かせていただいたのですが、その時に興味が湧いたのが、この ICT 化したスポーツ医科学の知見に基づいた科学的トレーニングの導入だったんです。

そこで第一質問でも取り上げさせていただいたのですが、スポーツにおいて専門知識に裏付けられた正しい動作トレーニングは、上達やケガ防止、またあのアスリート選手寿命の延長につながるものと思っております。

近年学校の現場では、競技ニーズの多様化による教員の負担増加や、スポーツ指導資格を保有してない教員も多くいると、また質の高い指導を受けられないことが課題の一つになっているということで、スポーツを通じた運動能力の向上や健康の増進を目的に、日本体育大学と共同研究し、スポーツ DX 事業を展開している民間企業のスポーツサイエンスラボにも文科省の後行ってきたんです。

実際に体験させていただいたのですが、私はちょっともう年齢的に怪我をしてはちょっと嫌なので、金子議員に実はやっていただいて、野球のスイングフォームをやったんです。その時のフォームを撮影し、高精細な画像処理技術でデジタル化したデータと標準とされているアスリートのフォームを比較して、改善点などを可視化し、それを何度か繰り返して理想的なフォームにだんだん近づけていくというもので、ループトレーニング型システムと言うふうに呼ぶみたいなのですが、金子議員の様子を隣で見ていると、だんだんよくなってきているなということを感じました。これで打ったら絶対ヒット打てるんじゃないかなと思いました。

今回は野球のフォームだったんですが、その他にも陸上競技、バスケット、テニス、バレーボール、バドミントン、卓球、バレー、ハンドボール、サッカー、ソフトボール、剣道、ダンスなど、実は釣りもあることも聞きました。

部活動だけじゃなくて、これ体育の授業でも使えるなってことをすごく感じました。

アンケートもとってるみたいなんですけど、まず生徒からはバスケットで、シュートに自信がついた、ボールが飛ぶようになった、ボールの軌道が良くなった、3 ポイントシュートが決まるようになったとか、あと生徒同士で課題を話し合うというコミュニケーションも取れるようになったっていう意見があったそうです。

また、陸上では自分のフォームの姿勢が見えた、周回ごとのフォームの比較ができた、今後も使いたいと生徒全員が言っていたそうです。

顧問の先生方からもシステムを使ったシュート練習は生徒に任せ、自分不参加で別の指導に当たっていたということで、時短にもつながり、その生徒同士がお互いフォームを見合いながら、ここがいけない、こうすればいいとかそういったことをやる。フォームの改善は間違いなくシュート成功につながる、動作の自覚が改善につながり改善が自信につながる、技術の向上へということ。

あとは体育館以外でもできるんです。バスケットでしたから、教室でもできる
というような回答があったそうです。

本市でもこれじゃなくて、別のものをやられてるということだったんですけど、有識者会議などでもしっかり提案をしていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

令和6年6月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和6年6月11日

【質問件名】 地域防災について

【質 問 者】 村上 直樹 議員（公明党）

■村上 直樹 議員

合わせて、GIGA スクール構想の環境整備により、小中学校への1人1台端末の整備が進みました。そこで、児童生徒が、PC やタブレットで楽しみながら防災を学ぶことが出来る、民間開発のデジタル防災学習システム「デジ防災」を導入してはとありますが、見解をお伺います。

■田島 裕美 教育長

続きまして最後に、地域防災のうち民間開発のデジタル防災システムである「デジ防災」を導入してはどうかとのお尋ねです。

学校における防災教育は、頻発する自然災害に対して、児童生徒の防災意識を高めるためには重要です。

そのため、北九州市では地域的な自然災害の実情を反映した「北九州市防災教育プログラム」を作成し、学校における安全教育の計画として位置付け、小・中9年間で系統的に取り組んでいます。

このプログラムは、防災に関する事項について、発達の段階に合わせて、学習指導案やワークシート、さらには動画資料等で構成されたデジタルコンテンツです。

学校ポータルサイトの「KitaQ せんせいチャンネル」に掲載して、各学校で学習に活用できるようにしています。

また、防災・減災教育推進アドバイザーとして、専門家を迎えて市内のモデル校を中心に防災・減災教育の充実に取り組んでいるところです。

令和5年度は、推進モデル校の児童生徒が朝倉市の被災地へ訪問したり、釜石市の小学生とのオンライン交流会を行ったりするなど、被災地の声を直接聞く体験を通して、防災・減災に対する意識を高めています。また、このモデル校での取組は、動画にまとめまして、市内の小・中・高等学校が防災教育を行う際の教材として活用しています。

今後も、現在の「北九州市防災教育プログラム」を核としながら、議員ご案内のような新たなコンテンツも参考に、防災教育を推進して、児童生徒の防災意識の向上につなげて参りたいと考えています。

令和6年6月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和6年6月11日

【質問件名】 教員の質の向上のための取り組みについて

【質 問 者】 大石 仁人 議員（自民未来）

■大石 仁人 議員

今、本市では新しい教育プランを作成中ですが、その冒頭の文書の一部を抜粋します。

既存の学校感、授業感にとらわれず、知識伝達型の一斉授業から脱却し、こどもまんなかで主体性を引き出して学び合いを据える場を作る次代に向けた学びの転換が必要です。一方で、こうした学びの転換は、多忙を極める学校現場では一朝一夕に向き合うことが難しいところがあります。働き方改革などの取組による時間確保とともに、変化を前向きに受け止める姿勢、マインドセットを身に付けていく必要があります。

まさにその通りだと思います。教員のマインドセットを変えるのは非常に難しいです。でも、教員が変わらないと子どもは変わりません。そのため、まずは働き方改革によって、できる限り時間と精神的な余裕を作り出す取組を引き続き行っていただきたいと思います。

そして、それと同時に、教員の質の向上。教員の質の向上という言い方はあまり適切ではないようにも感じるのですが。

また、教員がやりがいを感じられる取組の一つとして、教員に外の世界を見せていただきたいと思います。

実際、オランダでは、イエナプランの学校やモンテッソーリの学校が有名ですが、他にも地域の困難校や移民の学校、特別支援学校など、全部で五つの小学校を視察しました。それぞれの教育のカリキュラムや教員の働き方や教育制度など驚くことばかりでしたが、現場に絞って言えば、どの学校も子ども主体の学びを行っているところでした。オランダ教育の内容は本やネットで学べますが、現場の先生たちが子どもたちをどのように見ているか、子どもたちがどのように学んでいるか、それが日本の現場とどう違うか、それを感じることは行かないと分かりませんでした。これは子どものために教育に携っている人であれば、必ず感じるができるものだと思います。

それはまさに今、北九州市が目指している子ども主体の学びへの転換に必要な現場での子どもへの関わり方や声掛けや教員の姿勢だと感じました。

だからこそ、本市の教員に海外研修に行ってもらい、自分の目で見て感じて、それを目の前の子どもたちへの教育に活かしてほしいと思いました。

立派な教育、教育プランも現場に落とし込むことができなければ、机上の空論です。教員の海外研修によって教員自身が知見を深め、その経験を目の前の子どもたちに生かし、また同僚や学校に生かすことができれば教員のマインドセッ

トを変える手段の一つとして大きな効果が期待できますし、人が人を育てる、この教育という分野においては、非常に効果的な投資だと言えます。一年で数名の海外研修でも毎年続けることで、北九州市全体の教育をより前向きに変化させることが期待できます。また、バイタリティがあり、今の教育への課題意識が強く、パッションのある人材の発掘にもつながり、北九州市の教育の次世代を担うリーダーを育てることもできると考えます。

以上のことから、これからの北九州市の教育をより良くするために、教員の海外研修は非常に効果的と考え、検討を始めてみたらどうかと考えますが、教育委員会の見解を伺います。

■田島 裕美 教育長

教員の質を向上させるために教員の海外研修の検討を始めてはどうかとのお尋ねをいただきました。

まず、海外派遣研修の意義ですが、海外派遣研修では、地球的視野に立って行動するための資質・能力など、教員としてこれからの時代に必要とされる力を、より実感を伴って、身に付けることができます。

そこで本市では、文部科学省の在外教育施設派遣事業を活用し、希望者を募り、志の高い教員を毎年2乃至3名程度派遣しています。

加えて、平成28年度までは文部科学省の短期派遣を、また平成30年度までは青年海外協力隊への派遣も実施しており、記録がある平成16年度から数えますと、合計で100名以上の教員を海外へ派遣しています。

派遣中は、現地学校の授業視察や教職員との意見交換などを行って、現地の教育システムを学んでいるところでした。

派遣教員によります成果の還元でございますが、帰国後、例えば、訪問国の様々な考え方を取り入れながら、教育活動を軌道修正するフレキシブルな感覚を、学校運営や子どもたちとの関わりに生かしたり、また、校内研修で報告を行って、視察で得た子どもたちの学びの様子や日本の教育システムとの違いなどを同僚と共有したり、また、北九州市国際理解教育研究会に多くの派遣教員が参加して、学んだことを市内へ発信しています。

このように派遣で得た知見を学校内外に広めることで、それぞれの教育活動を見つめ直す契機となっています。

さらに、派遣を経験した教員の6割以上が、その後管理職となっており、本市の学校教育を担うリーダーとして活躍をしています。

現在は、教員不足のために、これ以上の教員を派遣することは難しい状況ではありますが、これからの時代において必要とされる資質・能力を、教員が身に付けられるよう、文部科学省や他の政令市の動向を注視しつつ、海外派遣研修の機会の充実については研究してまいりたいと考えています。

■大石 仁人 議員

教育長、私が言葉足らずだったんですが、今回質問させていただいたのは、短期の例えば、1週間ぐらいもしくは10日間ぐらいの教員海外の研修。視察と言ってもいいかもしれない。そのぐらいのレベルの内容の質問をさせていただきました。

ですので、おっしゃったような、人員が足りない・確保が難しいという点はないのかなど。また、期間を長期休み期間に行けば、そこは解決できるのかなというふうに思います。

そんな中で、教員というのは案外、外の世界を見るという機会が非常に少ないです。でも、その外の世界を見たり、経験して視野を広げることが、すべて子どもたちの教育に生きてくる、還元できるので、教員が外の世界を見ていくということは、非常に僕は重要だというふうに考えています。

改めて今私が伝えたことに関して見解を伺えればと思います。よろしく願います。

■田島 裕美 教育長

先ほど私为您介绍差し上げました、私どもが今までやってきた海外派遣は文科省、国の制度を利用したものだのですが、在外教育施設派遣、あるいはその教育海外研修、短期派遣、それから青年海外協力隊、これらの中で、いろいろ今回調べましたところ、2週間のプログラムを文科省の方から提供されて、海外に送って、平均毎年2名から10名送らせていただいていたんですけど、非常に効果が高かったと分かっております。なので、機会があれば、2週間程度送ってあげられたらという気持ちはございます。

■大石 仁人 議員

はい、ありがとうございます。

お金が大変です。

それはもう重々承知で分かっております。税金を今の教員の海外研修に使うというのは非常に効果的な未来への投資だというふうに考えておりますので、ここからは市長と財政・変革局長へ要望です。

今、教育委員会も与えられた予算っていうのは非常に限られていて、その中でもうきつきつでやってるのは重々承知しております。

是非とも、教育委員会からこういった海外研修に関する要望があった場合は予算の追加的なご配慮をお願いしたいというふうに思います。要望で終わります。

令和6年6月 本会議 議事録

【年月日】令和6年6月11日

【質問件名】GIGA端末の利用状況と端末更新について（総論）

【質問者】奥村 直樹 議員（ハートフル北九州）

■武内 和久 市長

私から GIGA 端末の利用状況と端末更新につきまして、総論的にお答えをいたします。

北九州市教育大綱の策定者及び、予算調製権者としての立場から総論答弁をいたします。議員からご紹介あったように、国は多様な子供たちを誰一人取り残すことのない学びを目指して、GIGA スクール構想を推進しています。この学びを継続するために、GIGA スクール構想の第2期として、国は地方公共団体への徹底的な伴走支援をしつつ、タブレットなどの GIGA 端末の計画的な更新を行うこととしています。

本市では、今年度4月1日に策定した、北九州市教育大綱で掲げる多様な子どもの状況に応じた学びを進めるとともに、「多様な他者と学び合う個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実の推進」には、GIGA 端末のより一層の活用が有効であると考えています。

北九州市では、一つに GIGA 端末を用いた授業のオンライン配信によって、不登校の子どもの学びを支援したり、二つに端末の機能を活用することで特別な支援を要する子供たちのコミュニケーションに活用したりするなど、教育環境は大きく改善していると承知をしています。

社会の変化やそれに伴う今後の新たな教育の可能性を見据え、予算調製権者である市長としても教育委員会の取り組みを後押しして、子供たちの学びの機会を保障する環境を整えてまいりたいと考えています。

令和6年6月 本会議 議事録

【年月日】令和6年6月11日

【質問件名】GIGA端末の利用状況と端末更新について

【質問者】奥村 直樹 議員（ハートフル北九州）

■奥村 直樹 議員

政府は多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、子供たち一人ひとり公正に個別最適化され、資質・能力を一層確実に育成できる教育 ICT 環境の実現を掲げて GIGA スクール構想を進めてきました。

本市におきましても令和2年、市立小中学校で1人1台タブレット端末が整備されました。

さらに、本市では、各学校に高速通信環境を整備して普通教室、一部の特別教室で無線 LAN を整備し、ストレスのない動画視聴ができる環境、そしてインターネット環境がない家庭に対しては、貸出用のモバイルルーターを準備して遠隔教育等ができる環境を整備してきました。

ところが、令和5年度に文部科学省が行った調査では、政令指定都市の ICT 機器活用率の調査において、小学校と中学校が20政令市最下位という結果になりました。

皆様に議場配布資料をお配りしていますのでご覧頂ければと思います。

こちらを見ていただければ分かりますが、小学校、中学校ともに、各政令市で調査を行っていますが、調査対象学年の生徒に対して、前年度までに生徒一人ひとりに配備された PC、タブレットなどの ICT 機器を授業でどの程度活用しましたか、という設問があり、それに対して「ほぼ毎日使っている」から、「月に一回未満」までの回答をしてグラフ化したものであります。

ご覧のとおり大変残念であります。北九州市は政令市の中で小学校・中学校ともに、ほぼ毎日使っているという数値で比較すると、最下位という状況であります。

熊本市が共にトップという状況があるんですが、この結果について見解をお伺いしたいと思います。

■田島 裕美 教育長

教育委員会では、個別最適な学びや協働的な学びのツールと致しまして、学校が端末を活用するために ICT 担当主任研修だとか、アドバイザー教員養成研修を行ったり、ICT 推進校の授業例をホームページで公開したり、また GIGA スクール運営支援センターヘルプデスクを充実させたりなどの取組を進めてまいりました。

しかしながら、議員ご指摘の令和5年度の全国学力、学習状況調査におけます端末活用率の結果については、教育委員会としては非常に真摯に受け止めています。

この結果を受けて、北九州市の半数近くにあたる、特にフォローの必要があると思われる小・中学校あわせて90校を、教育委員会が個別に訪問致し、活用状況の実態把握やその課題について管理職や教員に聞き取りを行いました。

その結果をもとに、昨年度からの対応として、訪問した学校の困り感を解消するため、教育委員会の職員を派遣して、学校の要望に合わせて研修の講師を行うだけでなく、校内研修の企画を提案したり、授業支援などのきめ細かな伴走型支援を行ったり、教育委員会で作成した啓発資料を配布したりするなどの取組を昨年度中に実施したところであります。

今年度もこれらの支援を継続しつつ、加えてICTの活用について具体的なイメージを学校全体で共有するため、文部科学省の学校DX戦略アドバイザーを招聘致しまして、全校長対象にICT活用前提といたしました研修を実施し、また、教員自身の活用レベルに応じた選択型の研修を拡充するなどの方策を計画、実施しているところです。

■奥村 直樹 議員

やはりいろいろ用件があると思いますし、条件は変わってくると思いますが、うまくいっている都市から学ぶべきだと思います。

この中で小・中ともに1位だった熊本市、小学校で2位、中学校で3位だった新潟市の教育委員会の担当者の方にお話を伺いました。それぞれ違うことをおっしゃってました。

新潟市さんが主におっしゃっていたのは、故障率が低かったということでした。本市が8.4%という先ほど答弁いただきました。これは算定のやり方が違うので、誤差はあるかもしれませんが、新潟市さんは令和4年度が約2.3%、令和5年度が3%弱ということでございました。

非常に故障率が低いこともあって、学びを止めることがなかったということが一つまずあったということをお伺いしました。

特に、自然故障はほとんどなかったということでありました。落として不慮の事故はありましたけれども、自然故障はほとんどなかったということでございました。

その他にも、端末の起動が早い、カメラが綺麗で動作が速い、そういったものがあるわけです。

特徴的だと思ったのはフィルタリングです。ネットで使う場合のフィルタリングですけども、ガチガチに規制しなかったということもおっしゃっていました。

ある程度緩くして、問題が起きれば当然対応するのですが、基本的には使える子になるべく使うようにしないと持って帰る意味がないということおっしゃったのが特徴だなと思いました。

それともう一つが授業支援ツール新潟 GIGA サポートウェブ、こちらが非常に有効であったということを伺いました。

教員の皆さまが安心して使えるようにということで、必要な情報を全てそこにあげていったら、このようなサイトになったとのことでした。このように、もう聞かれてるかもしれませんが、新潟市に聞いて頂ければと思いますので、紹介をさせていただきたいと思います。

一方、熊本市さんに聞いたら故障は少なくなかったと言っていました。それでも、5%ちょっとだという話でした。

新潟市、熊本市ともに、端末はどちらも iPad だったということでしたので、それで熊本市さんに、同じ新潟は低いようですよっていう話をしたら、恐らくケースが違ったということ言っていました。

熊本では、プラスチックのハードケースだったもので、それが違いになったのではないのでしょうかというお話を聞いております。

ですから、そういう風に、ケース選びもとても重要なんだということが分かりました。

それから利用率の高さで言うと、特徴なのはセルラーモデルです。いわゆる Wi-Fi がなくてもつながる端末を使っていると、持ち帰りで Wi-Fi 環境の有無とか関係なく誰もが使えるという状況だったことが、利用率の高さなんじゃないかということで、予算の関係等もあって簡単に真似できるところでありませんが検討をお願いします。

熊本市さんが言ったのは、利用率は 1 位なんですけども、他にも項目があります。自分の考えをまとめて発表、表現する場面とか、自分で調べる場面、そういったところでどのように使ったかという各項目のグラフがあるんですが、熊本市さんは全体の利用率が高いけど、この各項目を見ると決して高いわけではないというふうに言っていました。

それでも、見たらすべての項目で平均以上は出していました。低いと言っても、やはり実績が出ています。

それともう一個の違いは、両市とも保険に入っていました。だから壊れても、その時に財政措置必要なかったということの安心感があったという話をしていました。

当然、その分、リース料金に入っているわけですが、そういう安心感があったということが分かりました。

以上を踏まえて、本市においても次の端末を選んでいく中で、今回の持ち帰り頻度もとても高かった両市が、わが市よりも故障率が低かったということなんですけども、これもやはり、端末によっても違うんじゃないかと、先ほど名古屋の話と徳島の話もしましたが、端末の違いも、故障率に関わってくるんじゃないかと思うんですが、そこではどのように考えられていますでしょうか。

■田島 裕美 教育長

端末の違いというか、新潟、熊本どちらも iPad ということで、予算の関係もございまして、第一期の GIGA 端末を採用するときに、検討した中で予算の制約というのは非常に大きくございました。

この件に関しましては、またケースにつきましても、すべて私どもも検討したんですけれども、様々な制約の中で、採用できなかったというのが、今となっては非常に心残りの部分でございます。

■奥村 直樹 議員

確かに前回の導入の時は、コロナのこともあったり、急なことでとても大変だったと思います。次は導入まではまだ少しですが時間がありますので、今教育長おっしゃっていただいたように、端末の違いもあると思います。先ほど言ったように、端末の OS でいろんなメーカーが出している物であれば、端末の差が非常に大きいので、検討は、非常に慎重にやっていただきたいと思います。

ケースも同じで、5.5万円という予算を国が出していますが、ケースも込みになっていると思いますので、それを踏まえて、ケースがあればいいというわけではないのが、新潟市と熊本市さんのお話でございましたので、ぜひそこを踏まえて検討していただきたいと思います。

今、選定を行っている最中ということですが、先ほどの話では、3OS を比較する機会を持ったという話もあったんですが、私がちょっと聞いたところ、非公式の話なのですが、並べて検討する機会っていうのがなかったとか、あんまりないっていう話を聞いたりしたんですが、先ほどの教育長の答弁は、公式の会議で3OS を並べたんでしょうか。

■田島 裕美 教育長

同時に三台というような感じではなく、少なくとも三つの OS を同じ基準で比較して、その基準に基づいたそれぞれのメリット、デメリットがあるというところは報告を受けています。

■奥村 直樹 議員

わかりました。ぜひ、残った時間でまだ決定ではないと思いますので、OS は3つですが、機種いろいろありますので、特に使っている現場の声が把握できる会で並べて、選定できる・選べる機会というのを提供していただきたいと思います。

■田島 裕美 教育長

スケジュールでございまして、予算との関係がありますので、詳細は申し上げられませんが、夏までにはまだ機会がございまして。

■奥村 直樹 議員

ぜひ実施していただきたいと思います。よろしくお願いたします。

令和6年6月 本会議 議事録

【年月日】令和6年6月11日

【質問件名】GIGA端末の利用状況と端末更新について

【質問者】奥村 直樹 議員（ハートフル北九州）

■奥村 直樹 議員

端末更新整備について、国が指定した端末というのが3種類あり、一つがアップル社製のiPad、それから後はWindows OSが動く端末、もう一つがChromebook。Googleが作ったOSが動く端末になっています。この中で、例えばiPadはアップル社製となっているので、ある意味品質が一定ではありませんが、Windows端末やChromebookの端末というのは、そのOSが動く端末ということで、各社の色々なメーカーが作った端末があります。

そこで、最近、話題になった話で言いますと、例えば名古屋市が導入したWindows端末は、その後、約26%が故障あるいは破損ということに陥ったというニュースになっていました。徳島県においては、県立高校で導入したWindows端末が6割以上、1万台以上が故障したとニュースになっていました。それが授業に大きな影響を与えたのは間違いないかなと思います。

そこで、本市における端末の故障率がどの程度だったのか、他都市と比較しての见解を伺います。

■田島 裕美 教育長

端末の故障率は、令和6年3月末の時点で約8.4%です。他の政令市との比較におきましては、故障率の算定方法が自治体によって様々ですので、正確に比較することは困難ではあります。

しかしながら、国におきまして、次期GIGA端末の補助金交付の要件にあたり、日常的に活用している自治体の現在の端末故障率を勘案した結果、目安として、児童生徒の15%以内の故障を想定しています。北九州市では現状の故障率と残りのリース期間を考慮しても、国の想定した故障率の数値の範囲内で収まるものと考えています。

令和6年6月 本会議 議事録

【年月日】令和6年6月11日

【質問件名】GIGA端末の利用状況と端末更新について

【質問者】奥村 直樹 議員（ハートフル北九州）

■奥村 直樹 議員

本市のタブレットは令和2年に整備したわけですが、タブレットはまもなくリース期間が終了します。端末の切り替え時期が迫っているわけですが、これまで利用してきたことで端末や使い方の課題が見えてきていると思いますが、現場からどのような声がかかっているのかお伺いしたいと思います。

そしてこの切り替えの時期に、端末の選定にあたっての国の補助額や補助対象が決まりました。4月には、自治体ピッチというイベントが行われて、各メーカーの仕様が公表されたところです。この状態で各OSを比較できる機会があるのか、特に現場で利用する、あるいは活用ができていない児童生徒や教員の皆様にとっての使い勝手がこれから重要と考えますが、切り替わる端末は、いつ誰がどのような基準で選択していくのかをお伺いしたいと思います。

■田島 裕美 教育長

幅広に意見を聴取して、次期端末の更新に反映させるために、学識経験者、保護者代表、学校関係者、民間事業者をメンバーとする、「GIGA 端末更新整備に係る検討会」を昨年、令和5年の8月に設置したところです。

検討会におきましては、より具体的な意見を反映するため、普段から頻繁に端末を活用している学校の教諭を中心と致しました、ワーキンググループを検討会の下に設置して、課題の洗い出しや予備機の考え方、またOSの選定等につきまして検討を進めているところです。

OSの比較ですが、ワーキンググループの中で、国が示す3つのOS事業者によるプレゼンテーションを受けて、それぞれのメリットやデメリットを比較するなど、OS選定を進めているところです。

また、ワーキンググループの意見を受けて、実際の学校での使い勝手を確認するために教員向けの体験会を実施し、北九州市で利用していないOSの端末も合わせて課題の洗い出しなどを行っております。ワーキンググループのメンバーからは次期端末に望む意見として、持ち運びが前提の端末であるために、落下等に耐えられる壊れにくいもの、また、端末やアプリの起動が早く、使いたいときに使えるもの、また、タッチパネルの精度が高く、低学年での活用がしやすいものなどという意見がありました。なお、同じく児童生徒にも、今年度実際の端末に触れる機会を設けて意見を聞くことを検討しています。

端末選定については、検討会や教員、児童生徒の意見及び国の示す基準をもとに、使い勝手やコスト、故障しにくさ、また管理運用面などの観点から、教育委

員会において端末の基準を決定し、調達のための仕様を策定する予定としています。仕様が決定する時期について、来年、令和7年9月の端末更新に間に合うように、できる限り早い時期に決定したいと考えています。

個別最適な学びと協働的な学びの充実に資するためにも、学校と教育委員会が一体となって、GIGA 端末を文房具のように普段使いができるよう利用促進を図ってまいりたいと考えています。

また、GIGA 端末の更新にあたっては、児童生徒や教員にとって使いやすく、確かな品質を備えた端末を導入できるよう丁寧に検討を進めてまいります。

令和6年6月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和6年6月11日

【質問件名】 修学旅行について

【質 問 者】 大久保 無我 議員（ハートフル北九州）

■大久保 無我 議員

修学旅行は、1886年2月に、当時の東京師範学校（筑波大学の前身）が実施した、千葉県銚子方面への1泊12日の「長途遠足」が最初だというのが定説です。現在は90%以上の中学校で実施されているということです。

1988年に文部科学省から出された告示・通達によると、修学旅行の目的は、「平素と異なる生活環境の中にあつて見聞を広げ、集団生活のきまりを守り、公衆道徳について望ましい体験を得ることなど」と書かれています。そういう意味で修学旅行は学生時代に最も印象深い思い出となる大変重要な行事でもありません。

最近では政府のインバウンド政策の影響で多くの外国人観光客が押し寄せていますが、円安の影響もありこうした国際的な観光地はその許容範囲を超えるような観光客が押し寄せる、いわゆるオーバーツーリズム状態となっています。

許容範囲を超える観光地にこれまでと同じように行くこととなれば、当然これまでになかった問題が発生することもあるのではないかと思います。

修学旅行は生徒達の貴重な経験であると同時に、中学生時代のかげがえのない思い出となります。であるからこそ、生徒たちが修学旅行に行くことによって、逆に嫌な思い出や、傷つくことがないように、現在のように外国人観光客が異常に増加した観光地へ行く際には細心の注意を払う必要があると考えます。

そこで3点お尋ねいたします。

まず、修学旅行先の決め方はどのようになっているのでしょうか。

2点目に、最近の修学旅行先でのトラブルなどは発生していないか。

3点目に、来年度の修学旅行先として、大阪万博も候補地になることもあるのか。

それぞれ見解を伺います。

■田島 裕美 教育長

修学旅行の行程の決定についてでございますが、北九州市では旅行日数、方面、経費上限等の「修学旅行承認基準」を教育委員会が毎年定めています。

学校長は、その基準に沿って、修学旅行の意義や安全上の課題について十分に考慮して、目的地等の行程を決定しているところです。

修学旅行先でのトラブルについてですが、最近の修学旅行においては、オーバーツーリズムの影響などによるトラブルを回避するため、関東地方の学校の修学旅行と重ならないようにすることや、混雑する時間帯の見学を避ける、また、

移動時間や見学時間に余裕を持たせた計画を立てる、などの調整を図っています。それによって、発着の大幅な遅延や行程変更を余儀なくされるようなトラブルは、発生はしていません。

しかしながら、関西方面への旅行において、声かけや体を触られるなど、警察への通報案件が、毎年発生しております。これに対して、教育委員会として、各学校への注意喚起を行うとともに、訪問地の所管警察署と連携をして再発防止に努めているところです。

大阪万博への訪問についてですが、大阪万博は、最先端の知見や世界の考え方に触れて、見聞を広めるという点におきまして教育効果が期待でき、見学の候補地とはなり得ると考えています。

しかしながら、大阪万博については、昼食場所や休憩場所の収容人員や、バスの発着所からパビリオンまでの移動時間などの旅行計画に必要な情報が、現時点では十分に発信されていない状況にあります。

大阪万博を見学地にするか否かについては、今後、各学校が適切に判断できるよう、教育委員会として必要な情報を収集して学校へ提供してまいりたいと考えています。

■大久保 無我 議員

インバウンド需要がすごいことになっています。一般の人がもう路線バスにも乗れない状況。例えば京都の話なのですが、オーバーツーリズムというのは、最近言われ出したことではなくて、もう結構前から言われていたことなんですけども、円安でかなり加速している。増えているのは観光客ではないということです。宿泊費用も増えていますし、外国人が増えることで、トラブルも増えているということです。

先ほど教育長の答弁もありました。トラブルが多少起きているということなのですが、これから大きな観光地に行けば、どんなトラブルに巻き込まれるか、インバウンドの関係で、これまでとは違う状況になっていますので、京都・奈良などに向かって修学旅行に行っている学校は全国からだと思いますので、全国の状況などしっかり情報収集をしていただき防げるトラブルはぜひ未然に防いでいただくようにしていただきたいと思います。

それから、修学旅行についてネットでいろいろ調べていたら、大阪万博について「修学旅行をどうするか。」みたいなことをいろいろ議論がされておりました。これ、大阪万博に行っちゃだめですよ。今の段階では。メタンガス、これ皆さん知っていると思います。

今年の3月28日午前11時頃、西側屋外イベント広場付近のトイレで、溶接作業で出た火花にメタンガスが引火し、コンクリートの床など約百平米が破損したということです。メタンガスの話は、国会で指摘されたときに「大丈夫だ」って話だったみたいなんです。爆発事故起こる前に。

でも、爆発事故が起こってしまった。それから以降、「もう大丈夫ですよ。」って話にはなっていないみたいです。そりゃそうなんです。場所が廃棄物の最終処分

場なんです、今回のガス爆発は。ガス抜き管に引火したとかではなくて、それとは全く関係ない、地下に溜まったガスが溶接の火花に引火しての爆発だったということなんです。地盤改良されていない廃棄物とかですね、汚泥の上でこれ万博やろうというのですから、まだまだメタンガスが出続けるみたいなんですよ。

2021年に1日580キロだったメタンガスの発生量は、2023年には1989キロですね、2トンとなっていると。4倍近く増えているということなんです。

しかも修学旅行といった団体の休憩場所はまさにメタンガス爆発が起こった場所のすぐそばという話じゃないですか。確実に安全が担保されていない状況の中で、地面からどんどんとメタンガスを抜かないと爆発してしまうような危ないところに、わが街の子どもたちを行かせるわけにはいかないと思います。

こうした不安要素がある限りは、教育委員会としても、是非わが街の子どもたちを、こんな危険なところに行かせないように、修学旅行先の選定に関しては、よくよく注意するように、各学校にそのようにお伝えいただきたいと思います。

令和6年6月 本会議 議事録

【年月日】令和6年6月6日

【質問件名】初代門司駅関連遺構について

【質問者】高橋 都 議員（日本共産党）

■高橋 都 議員

令和6年2月議会で「遺構の一部移築費用」が令和5年度補正予算案として提出されましたが、遺構の一部移築費用の予算案を除く動議が出され、修正可決されました。これまでに、専門家を入れた検討委員会を作り、試掘ではなく包蔵地と言われるところすべての発掘調査をするべきと議論をしてきた中で、今回、全体の2割程度である770㎡の追加発掘調査で約3,000万円の補正予算を議会に提出、7月から調査と記録保存を行い、今年度中に複合公共施設の建設に着手するという計画です。全ての発掘調査を終えなければ記録保存すらできないと専門家は言われています。複合施設建設優先のあまりにも拙速な計画の進め方は許せません。これまで自治総連合会や校区自治連合会、施設利用者団体への説明が中心でしたが、5月29日にはじめて市民向けの説明会が行われました。案内は5月22日に出されましたが、これほどの短期間で市民が130人集まり、様々な意見で紛糾しました。「市の一方的な説明で市民の意見は反映されるのか」「すごいお宝が出てきた。観光ルートとなる」「共存はできないのか」「設計変更も含め立ち止まるべき」「浸水区域に区役所建設反対」など190を超える意見が出ました。今後、門司区に限らず全市でも説明会を行うべきです。その際、複合施設と遺構の現地説明も丁寧におこなうべきです。5月21日、日本イコモス国内委員会など11もの学術団体が「世界遺産推薦に値する」と現地保存を求めて合同要望書を提出しました。「土の中から、生きた教材が出てきた」「日本の近代化を急いで行った形跡があり、人々の息吹を感じる」「これを壊せば北九州の大きな財産を失う」、こうした専門家の遺構に対する意見が出されました。市長は議会答弁でも記者会見でも「市民と専門家のご意見を聞き判断する」と繰り返し言われています。しかし、これまでに多くの専門家から重要な遺構であることが指摘されながら、全く聞こうともせず、価値づけもせず公共施設建設を進めようとしています。市長はこれまでのご自分の発言に責任を持つべきです。そこで2点お尋ねします。

1点目に追加発掘調査の範囲と調査方法の考え方についてです。2月議会で出された修正動議では、「市民や議会への説明責任を果たしたうえで、今後、発掘調査を行っていない部分のうち重要と思われる箇所では遺構の存在が確認された場合には、適切な文化財調査を行う」とありますが、今回示された発掘調査範囲は全体の約2割770㎡で、徹底調査をするのであれば包蔵地全体を行うべきです。これまでの文化財に対するあまりにも粗末な扱いを見れば市の担当部局だけに判断を任せることはできません。調査範囲を決定するのに、市の担当部

局だけではなく、第三者機関や学芸員、文化財保護審議会など専門家に意見を聞き、明治時代に限定せず、それ以前や、大正、昭和の構造図に照らし、包蔵地全体の発掘調査を徹底的に丁寧に行うべきです。答弁を求めます。

■井上 保之 都市ブランド創造局長

門司港複合公共施設整備事業を進めるにあたり、昨年3月に試掘調査を実施しましたところ、旧門司駅舎に関連すると思われる遺構の一部が発見されました。

そのため、文化財保護法第95条に基づきまして、旧門司駅舎に関連する建物が存在していると考えられる範囲について、昨年5月に県に届出を行いまし、新たに旧門司駅舎跡に関する埋蔵文化財包蔵地が設定されました。

その後、試掘調査の結果をもとにしまして、文化財保護法第94条に基づき、昨年9月から11月にかけて発掘調査を行ったところ、旧門司駅舎に関連する機関車庫などの遺構を確認したため、適切に記録保存を行いました。

また、今年度予定しております発掘調査につきましては、本年2月議会の遺構の移設に係る補正予算を減額する修正動議におきまして、「適切な埋蔵文化財調査と厳密な記録保存が必要」との考え方が示されましたことから、昨年度の発掘調査で確認されました遺構の位置と、明治時代の建物配置図面等を参考に、試掘箇所を定め、本年4月から5月にかけて、試掘調査を実施したところです。

今後、本議会に提出させていただいております補正予算案を承認いただければ、試掘調査結果等をもとに、発掘調査と記録保存を行う予定です。

埋蔵文化財包蔵地の中で公共事業を行う場合は、文化財保護法第94条で開発行為の計画を県に通知した上で、県からの指示を受けて、開発予定地内の発掘調査を行い、記録保存をすることとされており、北九州市としては、この規定に基づき適切に対応しているところです。

これらの埋蔵文化財調査にあたっては、北九州市では、従来より、また、今回においても、文化財に関する知識と経験を持つ専門学芸員が在籍する専門部署を有する都市ブランド創造局が、法に基づいて、適切に対応しているところです。

このようなことから、改めて有識者に対し、調査範囲の決定について、意見を求めることは考えておりません。

令和6年6月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和6年6月6日

【質問件名】 初代門司駅関連遺構について

【質 問 者】 高橋 都 議員（日本共産党）

■高橋 都 議員

平成29年12月の文化庁文化審議会による「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について」の第一次答申では、「地方公共団体における文化財保護に関する事務については教育委員会が管理、執行することとされている。ただし、教育委員会が所管する事務の一部を、首長部局に委任若しくは補助執行させることができるとされているため、教育委員会外に文化財担当部局を設置している地方公共団体もあります。文化財保護の所管に関しては、「専門的・技術的判断の確保」「政治的中立性、継続性・安定性の確保」「開発行為との均衡」「学校教育や社会教育との連携」を十分に勘案することが必要で、文化財保護に関する事務を教育委員会が所管することを基本とすべきである」とあります。また、「地方文化財保護審議会は文化財保護法第190条において、諮問に応じるだけでなく、建議の権限を有することが規定されており、必要な場面で効果的に機能するよう運用を強化することが必要」ともあります。一方本市では、これまで首長部局の文化企画課が補助執行を逸脱し、全面的に権限を持ち執行したことで、どれだけの文化財が価値づけされずに破壊されてきたことでしょうか。北九州市の文化財行政では移築保存の考え方ひとつとってもその場しのぎの対応策であったことは、城野遺跡や、金田遺跡を見れば明らかです。その原因は北九州市の脆弱な文化財行政にあり、これまで権限監督責任を放棄してきた教育委員会の責任は重いと考えます。生きた教材が発見されたわけですから、前述の「学校教育・社会教育との連携」を担保し、文化財保護法の趣旨に沿うよう、適切に保存・活用すべきです。今後、開発ありきの首長部局ではなく独立した教育委員会に文化財保護事務を戻し、文化財保護審議会の専門的知見を活かした提案が建議できるよう条例改正すべきです。見解を尋ねます。

■井上 保之 都市ブランド創造局長

北九州市では、まちのブランド力向上につながるような文化芸術の振興を図るとともに、市民による文化芸術活動の支援などを通して、文化芸術活動をより一層活性化させることを目的として、平成24年度から美術館の管理運営事務等とともに、文化財の保護に関する事務について、「北九州市教育委員会の権限に属する事務を市長の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する規則」に基づき、都市ブランド創造局長等の職員に補助執行させております。

都市ブランド創造局は、一般事務員に加えて、文化財について専門的な知見を有する学芸員が在籍する専門部署を有しているということ、文化に加え、スポーツ、エンターテインメント等も所管していることなどから、文化財の魅力を活かした多様な取り組みができる部署であること等から、補助執行させることとしたものです。

一方、文化財保護審議会については、文化財保護法が、昭和50年に一部法改正され、都道府県において条例に基づいて、文化財保護審議会を設置することが可能となり、また、平成8年には政令市等へも、その範囲が拡大されたわけでございます。

他方、北九州市においては、こうした文化財保護法の改正に先んじて、文化財保護の体制強化を図るため、昭和39年に地方自治法に基づき文化財保護審議会を設置し、これまで適法に運用してきたところです。

こうした地方自治法を根拠とする仕組みは、北九州市に限らず、政令市の一部をはじめ、その他の都市においても取り入れられています。

また、議員ご提案の文化財保護審議会に「建議」を規定している政令市は、20政令市中3割の6市にとどまっています。その上、この6市においては、実際に建議が行われた事例はないと聞いています。こうした状況を踏まえて、北九州市としては、文化財保護審議会に建議を規定する見直しを直ちに行うということは考えていません。

国におきましては、平成30年に文化財保護行政を市長部局にゆだねることができるよう文化財保護法が改正されました。

そうした、教育委員会と市長部局との適切な役割分担を図っていくという流れ、世の中の趨勢を考えますと、北九州市においては、文化財行政を教育委員会に戻すということは考えていません。

人々の心と生活に潤いと活力を与える文化芸術を、今後も、まちのにぎわい創出などに最大限活用していきたいと考えています。

■高橋 都 議員

建設のことですが、これはもう、最初の計画を変えないということで、計算がなされていたと思います。

もう最初から、この遺構は残さずに壊してそこへ建てるということで今回の補正も出されたのだと理解したいと思います。今回、この議案に対して、議会の中でどういう判断をされるのか、本当にこれは私たち責任が重いと思いますので皆さんも一緒に考えていただきたいと思います。

先ほど藤沢議員の質問の中にもありました移築に至ったプロセスが明らかでなく、会議録もないということで、これだけ大きな議案に対して、大きな市の財政を使う計画に対して、議事録もなく決定することもおかしい。そして、その中に、関係当局だけで決めるということもおかしい。市長が言われるように、専門家を入れるということですが、先ほどから言われる、文企の中に専門家がいると言われますけれども、専門家という学芸員の方は一体何人いるのでしょうか。

■井上 保之 都市ブランド創造局長

本庁組織に3名学芸員を配置しております。専門知識、また経験を有する人材でございまして、今回のこのような案件や、或いはまちづくりの中で発生した埋蔵文化財の案件に対しまして、即座に対応するというような役目を果たしていただいております。彼らの専門知識は非常に我々の仕事を進める中でも、役に立っています。

■高橋 都 議員

これまでに多くの専門家の方が、いろんなことで意見を要望出されたと思います。

5月21日の11学会の、合同の要望は本当に極めて稀であること、本当に11の学会がこれだけ市に対して意見を出すということは、ありえないことなんです。それに対する回答が6月3日まででしたが、3日に出された回答が挨拶を含めてたったの5行ですね。

その中で6月議会での補正予算の決議、議決を踏まえ、適切に対応するという、本当に議会丸投げの善意のない回答だなと感じました。その中の要望に応えたものでは全くないと思います。

保存や学術調査、学術委員会の設置をして、区域を広げて包蔵地を広げること、こういったことに答えてないことに、私は怒りを覚えました。

令和6年6月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和6年6月6日

【質問件名】 「恐竜の眠る街・北九州」に焦点をあてた文化のまちづくりについて

【質 問 者】 世良 俊明 議員（ハートフル北九州）

■世良 俊明 議員

今年3月16日に、北陸新幹線が延伸され金沢・敦賀間が開業して話題を呼びました。メディアなどで、恐竜王国・福井をアピールするため、福井駅前に設置されたティラノサウルスのロボットが動く姿などが映し出されていたのをご覧になった方も多かったかと思えます。

福井県は全国で一番恐竜の化石が発見される県として、県を挙げて恐竜王国を標榜し、昨年94億円をかけてリニューアルオープンした県立恐竜博物館は全国一の恐竜博物館として人気を集めているほか、福井駅はもとより小松空港など県内各地にも恐竜のロボットやモニュメント、アート作品を展示するなど、恐竜をテーマとしての観光やにぎわいづくりを進めています。また福井県立大学には附属機関として、恐竜学研究所が設置されているほか、来年4月には全国初の恐竜学部が新設される予定で準備が進められています。

さて恐竜と言えば、本市のいのちのたび博物館も負けてはおりません。ご承知のとおり、いのちのたび博物館は恐竜のコレクションでも西日本有数の規模を誇っており、中でもアースモールの恐竜全身骨格標本群は12.8mのティラノサウルス「スー」をはじめ、全長35mにもおよぶディプロドクス、ステゴサウルス、トリケラトプスなど、世界でも最大級の骨格標本や人気の恐竜標本がそろっており、子どもたちをはじめ多くの入館者に親しまれています。また、エンバイラマ館では、白亜紀前期約1億3000万年前の北部九州に生息していたであろう恐竜たちが、ロボットで再現され動く姿を見ることができ、同博物館の目玉コーナーとなっています。

令和4年10月に、平成8年に小倉南区で発見されていた化石が、本市2例目の恐竜化石であったことが確認され、特別展示がされた時、解説には「今回の報告をはじめとする北九州市の恐竜化石は、市民の皆さんが住んでいる場所のすぐ近くから見つかっています。北九州市は恐竜化石が眠る大地の上に100万人近い人が暮らす都市であり、全国でも非常に珍しく貴重な特色で、まさに「恐竜が眠る街」と言えるでしょう。」とありました。まさにその通りだと思います。でもそれにしては、同博物館のホームページを見ても、なぜこの自然史・歴史博物館が建設されるにいたったのかを含めた沿革や、日本最大級の恐竜標本群の展示内容・エンバイラマ館の内容紹介などがトップページからも見ることができません。

そこでお尋ねします。

いのちのたび博物館について、本市が全国的にも珍しい「恐竜の眠る街」であり、日本有数の充実した恐竜に関する展示がなされていることに焦点をあてて、もっと積極的に情報発信をするとともに、今後も、恐竜化石の発掘や市民参加の強化、展示手法の工夫改善をすすめて、市内外からの幅広い人々にさらに親しまれる博物館となるよう拡充していったらいいかと思いますが、ご見解を伺います。

また、博物館周辺の広場やスペースワールド駅前、またスペースラボなどに、恐竜のロボットやモニュメント、アート作品などを配置して、東田地区全体で「恐竜の眠るまち・北九州」をアピールしながら、賑わいをつくっていったらいいかと思いますが、ご見解を伺います。

■井上 保之 都市ブランド創造局長

いのちのたび博物館は、ティラノサウルスをはじめとして、大規模で充実した恐竜の全身骨格標本群や、白亜紀前期の恐竜ロボットによる演出など、恐竜を展示の目玉としています。

そのことから、「恐竜」は館のシンボルとして広く知られているところと承知をしています。

また、その他にも、市内で発見された恐竜化石の実物を2点所蔵しています。これらは山奥や海岸ではなく、市街地に近い場所で発見された全国的にも珍しいものです。

恐竜化石は、これまで全国19道県41市町村で発見されておりますが、政令指定都市での発見例は北九州市のみで、このことから、一昨年の特別公開の際に「恐竜が眠る街」というキャッチフレーズを用いたものです。

こうした「恐竜」を前面に出した集客の取り組みは、効果的と考えており、コロナ禍前の来館者の水準に速やかに回復させることを目指し、更なる来館者を呼び込むためにも、今後、取り組みを強化したいと思います。

具体的には、「恐竜」をキーとした新たな魅力創出といたしまして、北九州市で発掘されました本物の恐竜化石2点を、本年7月の特別展で展示することや、実際の恐竜化石が含まれる可能性のある石を使った発掘体験のイベントなどを企画・実施を予定しております。

また、情報発信におきましては、今年度、改訂予定のホームページの中で、恐竜をメインにしたデザインに変更することに加え、他の恐竜博物館との相互の広報の可能性なども模索してまいりたいと考えています。

それから、博物館の周辺や駅などに、恐竜のロボットやモニュメントなどを設置するご提案につきましては、福井県立恐竜博物館や熊本県の御船町(みふねまち)恐竜博物館の周辺でも行われており、入館前から気持ちをワクワクさせる演出として、また「恐竜の街」というイメージづくりに、一定の効果はあると考えております。

一方、いのちのたび博物館は、自然史・歴史博物館として、地球誕生から現代に至る、自然と人間のいのちの歩みをメインテーマに様々な展示を行っています。

こうしたことから、恐竜のみならず、総合的な観点から発信の在り方を検討することが重要だと考えています。

このため、恐竜のモニュメント等の設置までは難しいと考えておりますが、議員ご提案の、恐竜というコンテンツを有効活用して、一層の集客を図ってまいりたいとそう考えています。

■世良 俊明 議員

私は今回いのちのたび博物館と恐竜を取り上げることにしました時に、周りの方からは「世良さんが恐竜とは珍しいですね」というなどの声をいただきました。確かに私が恐竜の問題を本議会で取り上げたのは平成2年、1990年のことでありましたので、議場の皆様がご存じないのは当然のことです。

当時は末吉市長に対して、市民みんなで恐竜探しをしましょうと提案をして、末吉市長は「私も同感です」と応じていただいて、早速その年の夏休みに実現いたしました。募集45名に対して6倍もの応募があって、実施されたんですけども、その時は恐竜と同時代のカメの化石などが見つかったんですけども、恐竜の化石は見つかりませんでした。

しかし、その地点が有望だというふうに関心された専門家、佐藤先生など研究者、専門の方が引き続き調査をされて、翌年、恐竜とみられる歯の化石などを採集された、そのうちの1つが草食性の角竜類の化石として学術論文に掲載され、本市で初めての恐竜化石発見となりました。

そして一昨年には26年前の平成8年に見つかった化石が、竜脚類の恐竜の化石であることが確認されて、市内2例目の恐竜化石となったことは冒頭に言ったとおりであります。

元々いのちのたび博物館に繋がる自然史博物館を本市に作ろうというきっかけになったのは、1976年、昭和51年に、1億2000万年前の白亜紀前期、つまり恐竜たちが闊歩していた時代ですが、その時代の当時日本最古の淡水魚化石ディプロミスチス・コクラエンシスが山田弾薬庫跡地で発見されたからであります。古代化石の宝庫とも言うべき、白亜紀前期の関門層群が山口県西部から北九州にかけて分布していることもあって、北九州一帯では数々の古代生物の化石が発見されていまして、あのワキノサトウリュウとして有名な、宮田町で発見された恐竜化石もいのちのたび博物館に持ち込まれました。

つい先日、福井県立大学の古生物学者、河部壮一郎先生が「デジタル時代の恐竜学」というご本を書かれておりますけども、先生の研究のきっかけとなった、古代鳥類プロトプテルム科の化石、いわゆるペンギンモドキと言われるものであります。日本を代表する化石動物として知られているんですけども、その頭骨化石のほとんどは本市の藍島や塔野地域から発見されていまして、その大部分はいのちのたび博物館に保存されていることを紹介されていまして。

第一質問でも触れました、福井県立恐竜博物館は実は福井市、JR福井駅からは鉄道でも1時間ほど離れた勝山市というところにあります。長崎市の市立恐竜博物館もやはり長崎市から1時間ほど離れた長崎半島の突端、野母崎にあります。なぜこんな離れたところにあるのか、そこから恐竜化石が発見されているからであります。翻って本市はどうか。申し上げましたように、いのちのたび博物館も恐竜の発見された街に立地をしているのでありまして、だから私たちの街は、この大地の下に恐竜たちが眠っている街、つまり「恐竜が眠る街・北九州」、これはもっと自慢して良いのではないかと思います。

ご答弁では、恐竜をメインとしたホームページの工夫改善や展示の拡充など、本市の恐竜に焦点をあてた取り組みを強化するとの大変前向きなご答弁をいただいた一方、恐竜だけを前面に出しても、というお答えもあったように受け止めました。何も私も、いのちのたび博物館を恐竜博物館に変えたらどうかと言っているつもりはありません。

元々いのちのたび博物館は、自然史博物館・考古博物館・歴史博物館の3つの博物館を統合したものであります。歴史の方では、令和2年に「小倉城と城下町」という立派な本を発行していただきました。大変素晴らしいことだと評価しております。

ただ、それぞれが大事だからといって、それぞれ足を引っ張ってしまうと、それは三すくみという状況になってしまうのではないかと思います。それぞれが強みを前面に出してこそ、三方一両損、そういうかたちになっていくのが理想なんだろうと、そういうふうに思います。

そこで自然史分野での博物館の研究機能の強化はもちろん、今後、恐竜をはじめ、古代生物に興味を持ってもらう工夫、展示の工夫、あるいは化石資料の調査発見の取り組みにも期待したいと思います。第3第4の恐竜発見を待ってもいいではありませんか。

また、ロボットやモニュメントは今後の検討ということではありますが、我が市はロボットの街でもありますので、ぜひ、工夫して街のにぎわいにも繋げていただきたいと思います。

もっと申し上げたいことはありますが、時間がなくなってしまいました。そこで、武内市長、ご答弁がありませんでしたので、「恐竜が眠る街・北九州」に焦点をあてた、我がいのちのたび博物館の展示拡充や周辺の賑わいづくりについて、武内市長はどのようにお考えでしょうか。今後の取り組み方について、最後に一言、市長のお考えをお聞かせください。

■武内 和久 市長

私個人と言いますか、行政としてお答えをしておりますけれども、やはり恐竜、福井県立博物館なんかは、ものすごく街の入り口から、また、モニュメントもかなりインパクトがあって、やっぱりすごくアイキャッチーなかたちで、子供たちがワクワクするだろうなというふうに想像いたしました。

まあそういった、これからサイエンスや科学に関心のある子供達をつくっていく上でも、また北九州市での街についての理解を深めていただくためにも、やはりそこは一つ、大きなフックになりうる要素だなというような話を、今日のご提案を聞いて感じましたので、まあどういことができるか、それは、また今後、知恵を凝らしてまいりたいというふうに考えております。

令和6年6月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和6年6月7日

【質問件名】 初代門司駅関連遺構について

【質 問 者】 森 結実子 議員（ハートフル北九州）

■森 結実子 議員

私たちハートフル北九州は、2月議会において、初代門司駅関連遺構の一部移築費用の補正予算の修正動議を出させていただきました。おかげさまで、多くの議員の皆様の賛同を得て、補正予算は修正可決されました。

私たちが求めたものは、1・市民や議会への説明責任を果たした上で、2・今後、発掘調査を行っていない部分のうち、重要と思われる箇所で、遺構の存在が確認された場合には、適切な埋蔵文化財調査と厳密な記録保存を行うとともに、3・速やかに複合公共施設の計画を進めるべきと考えられるというものでした。そこで見解を伺います。

いま市が行おうとしている調査が不適切なものにならないよう、きちんと有識者を交えて、調査箇所の選定を行うべきと考えますが、見解を伺います。

■井上 保之 都市ブランド創造局長

門司港複合公共施設整備事業を進めるにあたり、昨年3月に試掘調査を実施したところ、旧門司駅舎に関連すると思われる遺構の一部が発見されました。

そのため、文化財保護法第95条に基づき、旧門司駅舎に関連する建物が存在していると考えられる範囲につきまして、昨年5月、県に届出を行い、新たに旧門司駅舎跡に関する埋蔵文化財包蔵地が設定をされました。

その後、試掘調査の結果をもとに、文化財保護法第94条に基づき、昨年9月から11月にかけて、発掘調査を行ったところ、旧門司駅舎に関連する機関車庫などの遺構を確認したため、適切に記録保存調査、記録保存を行ったところ です。

また、今年度予定しております発掘調査については、本年2月議会の遺構の移設に係る補正予算を減額する修正動議において、適切な埋蔵文化財調査と厳密な記録保存が必要との考え方が示されたことから、昨年度、調査で確認された遺構の位置と、明治時代の建物配置図面等を参考に、試掘箇所を定め、本年4月から5月にかけて、試掘調査を実施したところ です。

今後、本会議に提出させていただいております補正予算案をご承認いただければ、試掘調査結果等をもとに、発掘調査と記録保存を行う予定です。

埋蔵文化財包蔵地の中で公共事業を行う場合は、文化財保護法第94条で、開発行為の計画を県に通知した上で、県から指示を受けまして、開発予定地内の発掘調査を行い、記録保存することとされており、北九州市としてはこの規定に基づき適切に対応しているというところ です。

これらの埋蔵文化財調査にあたっては、北九州市では従来より、また今回におきましても、文化財に関する知識と経験を持つ専門学芸員が在籍する専門部署を有する都市ブランド創造局が、法に基づき適切に対応しているところです。

さらに文化庁から埋蔵文化財の届けに関する権限を委譲されている、県とも密に情報交換しながら、適宜報告し、助言をいただいているところです。このように、埋蔵文化財行政におきまして必要な調査は、専門学芸員等の知見の下、法に基づき適正に対応しています。このため、改めて有識者に対し、調査範囲の決定について意見を求めることは考えておりません。

■森 結実子 議員

私は簡潔明瞭にとお願いをしております。2分の質問に15分の答弁は要りません。重複するような内容を繰り返さないでください。よろしくお願いします。

2月議会から3ヶ月、執行部の方々がいろんな場面で、法に基づいてという言葉が多く口にされるようになりました。今日も法に基づいて、ご答弁いただきますようお願いいたします。

順番が逆になりますが、条例改正の件ですが、文化財保護法のもとで文化財保護審議会が設置されていないのは、北九州市と広島市の2つだけです。建議も他にされている前例もないので、ということなのですが、他の政令市を詳しく全部は調べておりませんが、ほぼほぼきちんと文化財を保護しよう、保存しようという動きがきちんと執行部の中にあります。本市には全くそれが感じられないので、教育委員会にはぜひ、もう一度お考えいただきたいと思います。

スポーツ及び文化に関する事務を管理し、及び執行する機関に関する条例というのが平成20年3月25日条例第5号で出ています。地方教育行政の組織及び運営に係る法律(昭和31年法律第162号)第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務については、市長が管理し、及び執行するものとする。(1)スポーツに関すること、学校における体育に関することは除く。(2)文化に関すること、文化財の保護に関するものを除く、と書いてあります。

市長部局が文化財の保護に関するものを除いてしまったら、誰が、文化財の方を担当するのでしょうか。これは教育委員会です。教育委員会がもう少しきちんと考えていただかないと、このまちは文化財が一切残りません。考えてください。

次に、説明責任の話です。議会では、議長副議長のお名前のもとで、説明責任を果たすようにという申し入れもしていただいております。1月25日の一部移築の発表から3月15日の市長の個人会見など、いろいろとありましたが、それについても一切の説明がいまだにありません。これは説明責任を果たしていると私は思っていません。1月25日の件については昨日も質問に出ておりましたので、私はもう言いませんが、決裁が取れてから決裁書を出す。なんていうのはありえないと思います。口頭で2,000万出してね、つけとくね、なんていう行政はありえないと私は思っています。

こういうところはきちんと、誰がどこで何を話したかというのをきちんと議事録を残していただいて、プロセスの透明性は重要だと思いますので、それはし

っかりとしてください。今、北九州だけの話じゃなく、門司遺構に関連する話でも、北九州だけの話じゃありません、全国紙の新聞にも載りました、開発先行の行政であるという批判的なもちろん記事です。全国紙に載っています。

おまけに海外のT I C C I H (ティッキー) っていう、これは産業遺産を保存する、イコモスじゃない、ユネスコの諮問機関も保存することを望むと。それに関しては、全面的な協力をするという、海外からも声明がもう来ています。

ここで、プロセスも不透明なままどんどん物事を進めていっては、本当に我が市の行政の信頼を失うと思っています。私はこのまちが大好きですので、市民とか他の方々が北九州市って、いい事してるよねと思うようなまちにしていきたいと思っています。これは心に深く落としていただきたいと強く要望いたします。

■森 結実子 議員

次に3月15日の市長個人会見について伺います。3月15日の会見には真実が1つもありませんでした。市長が勝手に作ったストーリーでマスコミに対して既成事実を作り、ご自身が都合のいいように進めるもののためでしかありませんでした。私たち議員には、定例記者会見はありませんので一番オープンで公式な場であるこの議会で、見解を伺いたいと思います。

まず門司遺構の取り扱い及び複合公共施設に係る協議について申し入れをしたと市長はおっしゃっていましたが、あのペーパーには案という文字が入っています。おまけに誰から誰へということも記載されていません。案を渡されただけで、申し入れもされていないのに申し入れを断ったと。事実を反することをおっしゃったのはどうしてでしょうか。

■稲原 浩 副市長

発言をお許しいただきましたので私の方からご答弁を差し上げたいと思います。実際オープンな場での意見交換をしていきたいということを、各会派の委員の方々と調整をさせていただいたのは私でありますので、ご答弁を申し上げたいと思っています。

ペーパーについては私がお持ちをさせていただいたところでございます。そのオープンの場で、議員各位の意見を伺いたいということの理由につきましては、そのときも申し上げお伝えさせていただいていたところなんですけれども、修正動議ということで、移築に関する部分が減額修正されたというところで、当然提案理由もお付けをいただいていたところであったんですけれども、これ3月15日、今議員のご指摘のありました、市長の会見でも市長の方から申し上げておりますけれども、議会側のご真意をお伺いしたいということで、オープンの場で議論をさせていただきたいということで呼びかけさせていただいたものでございます。

その際、先ほど議員の方からご指摘をいただいたペーパーについて、案ということで書いていたんですけれども、私どもが議会各会派にですね、呼びかけをさせ

ていただいた内容、それはその時点で私どもの方で、把握していた内容を付けさせていただきますので、そういういわば執行部と議会会派との意思形成を図ってこうという、そういう過程での文書であったという認識でしたので、案という形で文章を作成をさせていただき、またお持ち込みをさせていただきますところでございます。

それについては、その必要はないということで、そういったオープンの場合での議論ということは成立しなかったのですが、その間、各会派の議員の皆様方と私が介しまして意思疎通をさせていただいた、その一連のやりとりを通じて一定の議会のお考えというものを確認できて、執行部としても共有をさせていただいたという経緯だと承知しているところでございます。

■森 結実子 議員

議長にお願いがあります。市長の意見を聞きたいときは、できたら市長を指していただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

次に、いま副市長からご答弁がありました、把握した内容を書いたものって言ってますが、これがですね複合公共施設の整備や計画通り現地で進めるという方針が3会派で合意した。補正予算の修正案の提案理由に記載されている、適切な埋蔵文化財調査と厳密な記録保存については、重要な箇所と、遺構の存在が確認されていない場所に確認された場合には、法に基づき調査記録するなど、国指定などの価値づけをしない、という内容が3会派で合意したと言っています。

うちの浜口幹事長に話を聞きましたが、こういう内容で、後で召集が来ますけれども、どんな内容のものでしたかってマスコミに聞かれてるからこの内容言っているんですかって言ったんで、いいですよっていう返事をしたという話をしています。

私は、我が会派の幹事長の浜口議員の、発言を信じたいと思うのですが、なぜこんな、議会で何も決まっていないことを、それも各会派の意見を聞いたと言っても、決めるのはこの議会です。それで、裏で、立ち話のように決めることではないと思っています。どこで誰がどんなことを言ったかっていうのはきちんと議事録に残した上で、こういうふうなことが行われているな、であれば、私もそうなのかなと思いますけれども、余りに不透明な進め方だと思いますが、市長、ご意見をどうぞ。

■稲原 浩 副市長

すいません引き続き副議長にお許しいただきましたので、ご答弁差し上げたいと思えます。

ちょっと言葉じりをとらえるようで大変恐縮ではございますけれども、一応我々としてはオープンの場合で議論させていただきたいということで、申し入れをさせていただいたところではございます。

ただ、結果として議会サイドにも意思は十分伝わっていると。また、私が持ち込みさせていただいたペーパーに相違はないということでございましたので、結果的にはオープンな形にならなかったということでございます。

何を申し上げたいかと申し上げますと、立ち話等でやってるんだという事実もございませんですし、他方でまた今議員がご指摘いただいたような、オープンな場で公開の場で、というところを目指して何とかできないかということで、努力はさせていただいたところではございますが、ただただ私の任に、なかなかうまく議会サイドと調整がつかなかったということで、成立しえなかったということは、反省したいと思っているところでございます。

■森 結実子 議員

たびたび申し上げます。市長にと言ったら市長が答えていただきますようお願い申し上げます。

これは要望です。私は、オープンな場でするのであれば本当にオープンにすればいいと思います。共産党さんに対しては、内容が違うペーパーを持ってきます。余りに不誠実です。本当にオープンにするのであればきちんとオープンな場で、執行部、議会そして、一般市民とか有識者とかを入れて議論するべきだと私は思います。不透明なことをして、私たち議会がまるで応じなかったような責任をなすりつけるような答弁はやめていただきたいと思います。

これは要望です。この遺構に関しては、11団体の有識者がみんな一緒になって、現地保存するようにと、要望書出しています。市長は記者会見の中で、「有識者が言っていることがあるかもしれないし、でも、一般の方があってないかもしれない。またその逆もしかりですよ」という話をされています。11団体の有識者が言うことは、ほぼほぼ当たりだと私は思っています。それで、この門司港遺構がどうなるか私もわかりませんが、日本でも例を見ない希少で貴重な遺構であるという、九国大の元学長の清水先生からお話をいただきました。塩田であった門司のところを、塩田を買い取って、海の流れがとても穏やかだったからそこに港を作ろう。港をつくって開放することを約束して、九州鉄道つくろうという話になります。九州鉄道を作るときお金がないって言ったらそこに渋沢栄一が出てきます。お金ぽんと出してじゃあ作りましょうって話になります。門司、若松港は国内の、港になってどんどんどんどん石炭を出して、金でお鍋を食べられるくらい豊かになります。そして、門司港も海外からの港になって、そこからいろんなものが運ばれて、門司港から列車に乗っていろんなものが運ばれていきます。そういう近代化の歴史をいろいろと考えるとのであれば、これ大変な重要な貴重な重要な、そして希少な遺構であります。港と鉄道、一緒に開発したとこって日本で、ここだけなんですね。そういう意味でも、とっても貴重な遺構です。

これ、公共施設建てるのは別に私はあそこで建てていけませんって一言も言っていないのですが、建てるのであれば、一部、国の補助金もちろん公共施設に入りますけれども、ほぼ市債です。これ市民の皆様の大きな借金になります。で

すからそういうこともきちんと市民に説明していただきたいですし、執行部の方々が、私たちがやることが正しいと思うのであれば、こういう重要な遺構が出ましたけれども私たち開発します、これぐらいお金かかりますということ、堂々と市政だよりとかパブコメで、きちんと市民の皆様幅広く説明をしていただきたいと思います。それが説明責任だと私は思っています。

残り3分しかありませんが重要なことをもう1つ言わせてください。今回の市、発掘調査の範囲が示されましたが、1回目2回目3回目の試掘について私独自で有識者に検証してもらいました。1回目と2回は結構広く、広範囲に試掘をしているんですが、専門的な見地を持った学芸員から、私は今駐車場にしている大通りに面したところは、遺構が出ていませんという報告を受けています。ですから私、2月議会のときはここは発掘調査要らないですよっていう認識でいました。有識者に話を聞いたら、これ全部のトレンチで遺構出てます。そしたら、法に基づけば、全部掘らなきゃいけないような遺跡ですっていう話になります。この点について見解があったら教えてください。

■井上 保之 都市ブランド創造局長

東側の今車が置いている、写真で言うとそういうのが出回ってますけども、あのエリアだと思います。包蔵地外の話だと思いますけれども、前回の調査のときにトレンチを入れて何も出なかったというところなんです。そこに関しては、今、我々は調査範囲から外しています。というのも、ほど近いからという、簡単な理由ではなく、もう今いろんなところから古い地図っていうのが入手ができていて、その中でもそこに大きな建物が存在しないっていうことがわかっているということと、それから、試掘で出てきたものは少なくとも明治時代ではない、梁のようなものが出てきて、明治時代のものではないだろうということ、それから、あの土地が今回発掘調査で遺構が出ている土地から、1.5メートルぐらい下がってるんです。この間に擁壁が工事されてるんです。そしてそのあと、あそこにはもう最近ではスーパーがありました、その前も建物がある写真っていうのを僕ら確認していて、それからすると後年もここはかなりいじられていると。

そういうことを総合的に考えるとここは、少なくとも包蔵地は、旧門司駅舎跡ということなので、明治期がメインのものなので、そのテーマには該当するものは、薄いだろうということで外しています。もちろん、我々は二重、三重でやりますので、あそこは工事のときとか立ち会ってしっかりチェックしたいと思います。

■森 結実子 議員

明治期だけのしほりということは法に基づいていません。門司の歴史というのは脈々と、縄文時代からあそこに繋がっているんです。門司駅ができて、明治以降もそのあといっぱい関連の建物がもう地域関連遺構ができてそこで、今の門司港駅に変わるわけです。その歴史を語るができなくなるというのは、全く私は間違っていると思います。法に基づけば、すべて掘らなければいけない

ところでは、おまけにですね、今おっしゃったのは建物の遺構の話なんですが、あそこには黄橙色粘質土というものが出ています。それを人為的に埋め立てた埋め立ての土地なんですね。この造成地は遺構なんです。それを知見を持っている学芸員が見落とすわけがないと思うので、発掘調査の遺跡の場所を、恣意的に矮小化したか、またはそれを、きちんと遺構と確認できないほどだったのかと思うと私は、もう早急に有識者を入れないと、きちんとした門司港の初代門司駅関連遺構及びあそこら辺の門司の歴史がつぶされてしまうと思っています。これについては、きちんと精査をして、知見を持っている学芸員が、すいません私いろいろ調べました。2018年から論文も書いてません（時間切れ）

令和6年6月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和6年6月7日

【質問件名】 初代門司駅関連遺構について

【質 問 者】 森 結実子 議員（ハートフル北九州）

■森 結実子 議員

現在の本市の文化財保護行政は、開発優先の状態になっています。そこでお尋ねします。現在、地方自治法及び付属機関の設置に関する条例に基づき設置されている文化財保護審議会については、開発優先の市長部局から切り離すために、他の政令指定都市の文化財保護審議会と同様に、文化財保護法に基づき設置し、建議ができるように、必要な条例改正をするべきと考えますが、執行部の見解を伺います。

■井上 保之 都市ブランド創造局長

文化財保護審議会の設置につきましては、文化財保護法が昭和50年に一部改正され、都道府県において条例に基づき、文化財保護審議会を設置することが可能となった、また、平成8年には、政令市等へもその範囲が拡大されたところ です。

他方、北九州市におきましては、こうした文化財保護法の改正に先んじて、文化財保護の体制強化を図るために、昭和39年に地方自治法に基づき、文化財保護審議会を設置しまして、これまで適正に運用してきたところ です。

こうした地方自治法を根拠とする仕組みは、北九州市に限らず、政令市の一部をはじめその他の都市におきましても、取り入れられています。

また、議員ご提案の文化財保護審議会に建議を規定している政令市は、20政令市の3割、6市であり、6市におきましては、実際に建議が行われた事例はないと聞いています。

こうした状況を踏まえると、北九州市としましては、文化財保護審議会に建議を規定する見直しを直ちに行うことは考えていません。

令和6年6月 本会議 議事録

【年 月 日】 令和6年6月7日

【質問件名】 行政のあり方について

【質 問 者】 村上 さとこ 議員（村上さとこ）

■村上 さとこ 議員

初代門司駅鉄道遺構をどう扱うかについては、1月25日の市長会見にて、「予定通り複合公共施設を建設する、遺構は一部移築する」という突然の決定発表から始まりました。

「民主主義」という言葉をたびたび口にする武内市長ですが、市民や議会への説明も一切なく、専門家の意見も聞かず、文化財保護事務において、市長に専決権はないにもかかわらず、このような発表されたことは大変残念です。

そもそも、ここから行政プロセスが大きく間違っています。

これは、公共施設か遺構か、はたまた共存か、またはその他の案か、などというよりはるか以前の問題、本市の行政のあり方そのものの問題です。

これまでの市長の一貫した姿勢は、議会や市民に何ら説明もないまま発表し、マスコミに報道させ、既成事実化させる。議会も市民も決定プロセスから排除するというものであり、本当に残念に思っています。

市が非公式に聞いた6人の専門家が、遺構の現地保存を主張しましたが、その意図をねじ曲げて発表する。遺構に関する市長会見を非公開で行おうとするなど、不可解な動きも目立ちました。

今もマスコミを使い、速やかに複合公共施設を建設することは、議会の総意と一方的におっしゃっておられますが、そのような総意は事実としてございません。遺構出土前と後ではフェーズが全く違います。

決定プロセスに市民の声が入ったのは、出土前です。この時系列はしっかりと確認しておきたいと思えます。

市長の独断で、市民は従えではなく、市民、専門家、行政と、様々な角度から、今後のあり方を決定していくのが当たり前の民主主義です。住民自治を本旨とする地方自治法、本市の自治基本条例にも抵触すると考えます。

そこで質問です。

市長のお考えにある民主的行政、文化財保護行政とはどういうものでしょうか。

市長は政治家にとって、言葉は命です。1ミリの嘘も許されません。

また、自分の思い、自分の魂、感情すべてを凝縮して、誠実に、正直に語る。これがすべてですとおっしゃいました。魂の答弁を期待しております。

なお私の第1質問は、行政の長としての市長ご自身のお考えを伺うものであり、市長以外の答弁は不要でございます。

円滑な議事進行のため、副議長どうぞ采配をお願いいたします。

以上で私の第1質問終わります。

■武内 和久 市長

門司地域複合公共施設整備事業は、平成28年に公共施設マネジメント実行計画のモデルプロジェクトとして位置付け、門司港地域に点在する老朽化した公共施設を集約し、複合化・多機能化するものでございます。

集約対象となっている施設の中には、耐震改修がなされていない。階段や廊下の段差があり、バリアフリー対応ではない。柱や壁にひび割れが生じているなど、利用される市民の方々に、不安な思いや不便を強いている状況であり、市民の安全安心という視点、持続可能な公共サービスの提供という視点からも、1日も早い完成が待ち望まれている地域の期待が大きい事業であります。

本プロジェクトにおきましては、これまで進めていく過程で、用地の選定や建設計画など、市民の皆様と対話を重ね、一つ一つコンセンサスを得るべく最善の努力を傾注し、進めてきたというふうに認識をしています。

一方、建設予定地で、旧門司駅舎跡関連遺構が出土したため、専門家へのヒアリングなど様々な情報を収集し、関係部局とも議論を重ね、市民の安全安心が第一との考え方から、遺構の一部移築に要する費用を盛り込む補正予算案の取りまとめを行いました。

本年2月の議会において、その補正予算をお諮りをしましたが、議会から修正動議が提出をされ、その予算を除いた補正予算案が可決をされました。

その後、北九州市としては、修正動議に示された考え方を真摯に受けとめ、対応しているところでございます。

このような市民の代表である市議会での議論こそ、まさに民主的なプロセスであると考えており、これまで、これからも同様に対応して参ります。

なお、文化財保護行政のあり方に関しましては、市長の専管事項ではないため関係局長から答弁をさせていただきます。

■井上 保之 都市ブランド創造局長

行政のあり方、民主的な文化財、文化財保護行政、ということで、門司港地域複合公共施設整備事業につきましては、私ども都市ブランド創造局の職員そして、都市戦略局等、協議しながら進めておりますので、文化財保護行政の補助執行者である私からまとめて答弁させていただきたいと思っております。

門司港地域複合公共施設整備事業は、平成28年に公共事業、公共施設マネジメント実行計画のモデルプロジェクトとして位置付け、門司港地域に点在する老朽化した公共施設を集約し、複合化多機能化するものです。

集約対象となっている施設の中には、耐震改修がなされていない、階段や廊下の段差がありバリアフリー対応でない、柱や壁にひび割れが生じているなど、利用される市民の方々に不安な思いや、不便を強いている状況でありまして、市民の安全安心という視点、持続可能な公共サービスの提供という視点からも、1日も早い完成が待ち望まれている地域の期待が大きい事業です。

このプロジェクトは市民や議会の意見をいただきながら、用地の選定や建設計画等にこれまで約10年間の歳月をかけて、1歩1歩丁寧に進めてきたと承知をしています。

その建設予定地につきましては、必要な敷地面積が確保でき、交通利便性が高く、周辺地域の活性化にも繋がるという観点から、門司港駅に隣接した現在の予定地とすることを平成30年度に決定をしたというものです。

その後、令和元年度から5年度にかけまして、基本計画、基本設計から実施設計を行い、現在に至っております。

なおこれらの決定の過程におきましては、随時、議会にお諮りするとともに、市民の皆様にもご意見を伺うため、これまで延べ92回、286団体、1,805人の方々と意見交換会等を行うとともに、パブリックコメントなども実施をしています。

門司港複合公共施設整備事業を進めるにあたり、昨年3月に試掘調査を実施いたしましたところ、旧門司駅舎に関連すると思われる遺構の一部が発見されました。そのため、文化財保護法第95条に基づき、旧門司駅舎に関連する建物が存在していると考えられる範囲につきまして、昨年5月に県に届け出を行い、新たに旧門司駅舎跡に関する埋蔵文化財包蔵地が設定されました。

こうした近代の遺構につきましては、国の具体的な基準が定められていない中、今回埋蔵文化財包蔵地に指定したことは、県内でも例が少ないこともありまして、専門家からは評価を受けているところです。

複合公共施設整備に当たりましては、全面保存や共存などのご意見も含め、遺構の取り扱いについて幾度となく協議を重ねて参りました。

一方で、複合化を予定している施設のうち、最も古い区役所はすでに建築が90年以上経過し、他の施設も老朽化が非常に深刻であること等から、市民の安全安心が第一であることを考えますと、複合公共施設の整備は待ったなしの状況であり、総合的な判断として、現地で施設整備を進めることとしたものです。

また当時の土木技術が顕著に現れているとの専門家の意見も考慮して、遺構につきましては一定の配慮を行いたいと考えまして、一部移築保存するための補正予算案を、本年2月議会に提出させていただいたところです。

ご承知の通り、議会のご承認をいただくには至りませんでした。

該当予算を減額する修正案が提出され、その提案理由として、市民や議会への説明責任を果たした上で、発掘調査を行っていない部分のうち重要な箇所、遺構の存在が確認された場合には、適切な埋蔵文化財発掘調査と、厳密な記録保存を行うとともに、速やかに複合公共施設の建設を進めるべきという考えが示されました。

現在こうした議会から示された考えに基づき、関係の常任委員会にご報告し、市民説明会を開催するとともに、旧門司駅関連遺構が残っているのではないかとと思われる箇所の試掘を行いました。

なお本議会でご予算をご承認いただければ、発掘調査に着手したいと考えています。

このように、適宜適切に市民の代表である市議会、市民等のご意見を伺いながら事業を進めてきておりました、民主的な文化財保護行政を行っていると考えています。

■村上 さとこ 議員

市長と局長の答弁が重なるところは、ぜひ整理してお話いただきたいと思います。時間が限られております。

まず、修正動議についてです。

これは修正動議の2,000万円の予算修正は可決されていますが、提案理由そのものにすべての議員が賛成したわけではありません。

だからこそ、その後の討論で、市長もお聞きになっていたと思いますが、様々な意見が出たわけです。その修正動議が可決されなければ、今頃遺構はとっくに破壊されておりました。それを止めるために、予算に賛成した議員もたくさんいるということ、しっかりとここに記録してください。

続いて、専門家意見を排除する行政と文化企画課が行ってきた試掘や発掘調査計画の問題を検証いたします。

これまで市は一貫して、専門的知見、経験を持つ文化企画の学芸員3人がいるから、調査発掘も問題がないと答弁をして参りました。しかし、文化企画課も事業推進課も同じ市長部局であり、行政上、一体化するのは必然です。

本来そこに歯止めをかけるべきは、文化財行政保護事務を所管する教育委員会ですが、補助執行という名のもと不関与を貫いているのは、2月議会で指摘した通りです。

今、議場配付資料の専門家の判断及び意見一覧をご覧ください。

これまでの試掘及びJRの立ち会い調査について、専門家6人に、私が検証を依頼し、意見をまとめたものです。6人のうち4人は文化財保護審議委員です。市が聞かないので、ちょっと私が聞いてみました。詳細な報告書は、全70ページにも及びますが、すべて全会派、市長などにお配りをしております。6人の専門家全員が不十分、不適切、お粗末、問題があるなど、辛辣な言葉を並べ、市が発掘調査の必要なしと判断する部分も、6人全員が発掘調査は必要としています。この駄目出しは普通の自治体なら直ちに調査指導委員会を立ち上げるべきです。

この結果をもとに、文化企画課の見解をお尋ねしたところ、県とともに協議を行い、対応しており問題はないと回答がありましたが、それは事実ですか。

■井上 保之 都市ブランド創造局長

様々なご意見あると思います。研究者の方々の。ただ我々としては94条にのっとり調査をやって参りました。おっしゃる通り、学芸員が我々3人います。もちろん知識も持っておりますし、経験も持っております。

もちろん我々、単体で、やるということよりも上位、いわゆる県の方に学芸員もいらっしゃいますので、いろんな相談、或いはアドバイスを受けながらやる方

が、より丁寧に行われるということで、随時相談をしながら行っております。

学芸員も、いわゆる九州の発掘調査の記録保存の基準というものを遵守しながら進めておりますので、十分やっていますという答えは我々、私は間違っていないと思います。

■村上 さとこ 議員

県と協議を重ねているということで、本当にそうなのかと思って、私 6 月 3 日に県の教育委員会の文化財保護課を訪ね、担当の杉原参事、大庭係長からヒアリングをして参りました。

今まで私がお示しして、市に問うてきたこの初代門司駅遺構に関する試掘、そして J R 工事に伴う立ち会い調査、これの中に書いてあることについては、全く県は関与していない。協議もしていないし、立ち会いをしていない。さらに、市の報告書も見えていないというふうに言われました。なぜこのように、県と市の見解が違うんですか。

■井上 保之 都市ブランド創造局長

おそらく、何かの勘違いだと思います。

我々は、県と立ち会って、現場でも何度も立ち会っておりますし、そこでの協議もしております。我々も県庁の方にも行っております。会っていないってことはまずない。

また、1 回目の試掘調査の報告書も県に提出しておりますので、そこも何ら関与しないというのはないと思います。

■村上 さとこ 議員

私が言っているのは、この 3 月までに行われた試掘と J R 工事に伴う立ち会い調査についてであります。この件については、県は協議もなし、立ち会いもなし、報告書すら見えていないということで、私がお渡しした報告書、受け取って見えていないというふうにはっきり言われました。

そして、県は、確かに最初のうちに協議をしていますよね。例えば、遺構が出土した、10 月、もう直後でございます。そして 11 月、その時の協議の中で、県からは、市へ、専門家の意見を十分に聞いて調査をするようにと重ねて言っております。

また、11 月、県から市へ、専門家の意見を十分に聞くように、十分に調査をするように、現地にそのまま、どれだけ遺構を残せるかが重要であるから、市の学芸員以外の専門家の意見を十分に聞いて、調査成果をもとに今後考えてくれと、いうふうに言われておりますが、この事実については、どう思われますか。

■井上 保之 都市ブランド創造局長

専門家の意見を聞きなさい。そういった鉄道遺構に詳しい方がいらっしゃったので、そういう名前もいただきまして、そちらの方にはお話を伺いに行きました。

その内容につきましても十分考慮して、いろんなところを進めていったということです。

先ほどの管工事につきましても、こちらの方、本体工事と、私すいません、勘違いをしておりましたが管工事につきましても、県の方は、93条によるもので北九州市が判断して、主体的にするものだということは、確認をとっております。

■村上 さとこ 議員

もう勘違いか何か、それはもう不明ですけれども、県とたびたび協議しているような印象をですね、答弁をなさっていたんですよ、今まで。

しかしながら、県の文化財保護課に確認すると、実態は全く違うじゃないですか。きちんと真実をお話いただきたいと思います。

それで、この工事に、専門家の意見についてです。

市が、6人の専門家に聞いた。6人の専門家は全員鉄道専門家の小野田茂さんをはじめ、現地保存が望ましいと言っていましたよね、事実ですね。

■井上 保之 都市ブランド創造局長

全員が、すいません、最後少し聞き取れなかったんですけど。

■村上 さとこ 議員

全員が、現地保存が望ましいと言っていたのが事実ですね。

■井上 保之 都市ブランド創造局長

基本的に、うまく事業と両立ができればという方と、あと現地を全部保存して欲しいという方、した方がいいという方、そして、残した方がいいけれどもできない場合は、一部、できない場合は一部移築というような方法もあると幾つかのメニューを示していただいた方もいらっしゃいました。

■村上 さとこ 議員

これはたびたび出てきますが、市が一部移築の根拠とした小野田茂さん。小野田茂、鉄道の専門家でございますが、この方も、現地保存を求める意見書、要望書に筆頭で、きちんと署名をしておられます。

今、お話を伺ったこと、そして、県のヒアリングより、専門家の、専門性、学芸員の専門性というところ、確かに専門性をお持ちでしょうが、この報告書によりますと、外部専門家からかなりのだめ出しを受け、試掘や調査の判断が、足りない部分が多い、ということが明らかになりました。

そして市は県の進言にもかかわらず、公式に専門家を入れなかった実態も明

らかになりました。県とたびたび協議をしたという前提も崩れました。

以上から、専門家の意見を真摯に受けとめ、現在の追加発掘調査区域を開発地全面に広げることが必要です。見解をお伺いします。

■井上 保之 都市ブランド創造局長

まず専門家の意見、研究者の意見は聞きました。そういう先ほど述べた意見でした。その段階でまだ現地、建設する最終決定というのはなされていない。我々としては当然開発部局に、こういう意見もあるので、何とか残せないか。工法を変えられないか、設計変えられないか、いろんな話をしてきました。やはりなかなか先ほどからもずっと言っています通り、この施設はここにもう建てざるをえない。建てるしかない、急がなければいけないということで、その時に我々としてはそうした先生方の意見を参考に、せめて一部だけでも現物を残せないかというご提案をさせていただいた、という実情です。無視したとかそういうことは一切、そういった意見を考慮したからこそその話だと思えます。

それから、県との関わりですけれども、全く関わっていないような形のお話をされるのですが、我々は非常に今、県とは密に連絡を取り合っております。それはもちろん、お墨付きがそういう話ではなくて、上位機関ですので、我々はいろいろアドバイスをいただく、ご好意でいろんな現地に来てもいただく。そして会議にも参加していただくそういう形で、お力を借りております。その中で進めている事業ですので、県が全く北九州市とノータッチだとかいうことは絶対にありません。

■村上 さとこ 議員

ノータッチなどと言っておりません。私はこの試掘とJR工事に伴う立ち会い調査について、言っているわけです。

県が、遺構が出土した直後に、ここに来て、北九州市に来て、専門家の意見を十分に聞いて調査するようというふうに協議したことを聞いております。現地にそのままどれだけ遺構を残せるかというふうに、強く言ったことも聞いております。

とにかく市の学芸員以外の専門家の意見を十分に聞けというふうに何度も何度も言われているんです。

そして、一部遺構の決定時も、この時点で、土木の技術を顕著に残す部分を移築と市は判断しておりますが、この時点で、遺構、基礎遺構の全貌も明らかになっていない段階でした。文化財のプロセスとしても、その時点の判断がもう間違っているんです。

ですから、ここには専門家を入れることが絶対に必要です。市は公式に専門家を入れたことが1度もありません。局長の答弁、ちょっと私疑問に思えます。

諮問をしなくてもいいだとか、文化財保護審議会に諮問をしなくて、もう大丈夫だとか、そういうことおっしゃいますが、行政は常に間違いがないよう検証が必要なのです。

だからこそ、あらゆる行政のところに附属機関を設けたり、外部専門家の意見を聞いたり、そういった検証を行っているのではないですか。

局長の見解は、市の附属機関や市が依頼している外部有識者の役割も否定するものであり、私は大変な問題だと思っております。外部有識者をきちんと入れてください。市の判断だけでは、大変に不安です。検証は幾らしてもしすぎることはありません。

いかがでしょうか。

■井上 保之 都市ブランド創造局長

もともと開発に伴う、法第94条の記録保存調査を始めておりますので。

基本的には遺構の保存につきましては、当初ご紹介ありました有識者5人、審議会の委員様5人、それから小野田氏にヒアリングを行いまして、全面保存とか先ほど出ましたけど遺構の共存とか工法上難しい場合は一部移築などの考えがあることを把握いたしまして、そういった意見も踏まえている協議をして、一定の答えを出したということですので、専門家の意見というのを全く聞いていないというのは当たらないと思います。

■村上 さとこ 議員

私は何一つ特別なことを要求しているわけではございません。普通の自治体でごく当たり前に行っている議事録や決裁文書の作成、専門家を入れての検討・試掘・発掘。結論を出す前に市民、専門家、行政の市民検討会を開くなど、当たり前のこと、当たり前に行ってくださいと申し上げているだけです。

今回お配りした年表を確認すれば一目瞭然ですが、今回のごたごたの原因はすべて市の見通しの甘さが原因です。事前に遺構の存在も建設に関わる発掘調査期間も想定しておらず、適正なスケジュールを確保しなかったことで、今の混乱を生んでいます。真摯に反省していただきたいと思います。

市長もう一度ぜひ考え直していただけないでしょうか。(時間切れ)